

2020
(令和2)年度版

共済のしおり



共済のしおり(2020(令和2)年度版)

厚生労働省第二共済組合



厚生労働省第二共済組合

共済のしおり

はじめに

国家公務員共済組合は、国家公務員共済組合法に基づき、共済組合員とその被扶養者に対する短期給付事業（医療保険）、長期給付事業（年金）、福祉事業を行うことにより、共済組合員とその家族の生活の安定と福祉の向上に役立つことを目的としております。

厚生労働省第二共済組合では、その目的に則り、組合員の皆さんの掛金と事業主の負担金を財源とし、各事業を行っております。

この“共済のしおり”により、これらの事業内容をご理解いただき、共済組合員の皆さんはもとより、ご家族の皆さんが健康で明るい豊かな生活を送るために、ご活用いただければ幸いです。

なお、内容は令和2年4月現在におけるものです。

令和2年4月
厚生労働省第二共済組合

第1章 共済組合のあらまし……7

共済組合のしくみ ……………	8
●共済組合の事業 ●共済組合の運営	
組合員の構成 ……………	10
●長期組合員・船員組合員 ●継続長期組合員	
●任意継続組合員	
被扶養者とは ……………	11
●被扶養者として認められる人	
●被扶養者として認められない人	
組合員証は大切に ……………	14
●組合員証の取り扱い ●高齢受給者証の交付	
共済組合の財源 ……………	16
●掛金と負担金	
標準報酬とは ……………	18
●報酬の範囲 ●標準報酬の月額	
●標準期末手当等の額	
●退職等の組合員の「標準報酬」の取扱い	
●産前産後休業期間中の「掛金」と「標準報酬」	
●育児休業等取得者の「掛金」と「標準報酬」	
●「3歳未満の子を養育する組合員の特例措置」について	

第2章 短期給付……25

短期給付のあらまし ……………	26
●法定給付と附加給付 ●短期給付の種類	
病気やケガをしたとき ……………	30
●組合員証で診療を受けるとき ●医療費の立替払	
●移送費（家族移送費）	
●組合員証でかかれない診療など	
●医療費が高額になったとき	
●特別なサービスや先進医療を受けるとき	
子供が生まれたとき ……………	42
●子供が生まれたとき	

災害にあったとき ……………	43
●非常災害で死亡したとき	
●非常災害で家財に損害を受けたとき	
第三者行為によるケガ ……………	45
給与が支給されないとき ……………	46
●傷病手当金・傷病手当金附加金 ●出産手当金	
●休業手当金 ●育児休業手当金 ●介護休業手当金	
死亡したとき ……………	49
退職後の医療など ……………	50
●退職後も受給できる給付は	
●任意継続組合員になるには	
●国民健康保険に加入するには	
●子供などの被扶養者になるには ●再就職したときは	

第3章 長期給付……55

長期給付のあらまし ……………	56
●公的年金制度の区分	
●被用者年金の一元化について	
●基礎年金制度導入による新共済年金制度の実施	
●被保険者の届出 ●長期給付の種類	
給付の種類と受給要件 ……………	64
●特別支給の老齢厚生年金（65歳に達するまでの支給）	
●本来支給の老齢厚生年金（65歳からの支給）	
●老齢基礎年金	
●繰上げ支給の老齢厚生年金	
●老齢厚生年金の繰下げ支給制度	
●離婚時における年金の分割制度について	
●障害厚生年金 ●障害手当金 ●障害基礎年金	
●遺族厚生年金 ●遺族基礎年金	
●年金の併給調整 ●年金の一部支給停止	
●過去に受けた退職一時金の返還	
●老齢厚生年金を受けるための請求手続き	

第4章 福祉事業……85

保健事業 …………… 86

- 所属所保健事業に対する補助 ●人間ドック補助
- メンタルヘルス相談事業
- 特定健康診査・特定保健指導
- 院内保育所に対する運営費等の補助
- JR 料金の割引（バカンスクーポン）
- 日本病院会倶楽部
- 引越システム ●レンタカー割引システム
- ホテル利用割引システム ●旅行割引システム
- プリンスホテル&リゾート関連施設の利用割引
- 三井住友クレジットゴールドカードの優待利用
- JCB ビジネスカードの優待利用

国家公務員共済組合連合会が行う福祉事業 …………… 94

- KKR 特別契約保養所（施設）
- KKR 特別契約葬祭事業 ●KKR 住宅事業
- KKR 介護情報提供事業 ●KKR プライダルネット

貯金事業 …………… 96

- 保険の種類と概要

貸付事業 …………… 98

- 貸付の種類と概要 ●貸付の申込方法
- 弁済の猶予
- 団体信用生命保険（「だんしん」）制度
- 銀行住宅ローン斡旋

財形持家融資事業 …………… 106

- 貸付の種類と概要 ●貸付の申込方法

医療事業 …………… 110

- 直営診療部の運営
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）ってご存知ですか？
- セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について

・厚生労働省第二共済組合本部・支部一覧表 …………… 112

第1章

共済組合のあらまし

- ・共済組合のしくみ
- ・組合員の構成
- ・被扶養者とは
- ・組合員証は大切に
- ・共済組合の財源
- ・標準報酬とは

共済組合のしくみ

共済組合は、組合員がお互いに助け合い、相互の生活の安定と福祉の向上を図る、ということを目的としてつくられた社会保障制度です。

厚生労働省第二共済組合は、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立病院機構および国立高度専門医療研究センターに勤務する職員をもって組織された国家公務員共済組合の1つで、皆さんから徴収する掛金と国、独立行政法人国立病院機構および国立高度専門医療研究センターの負担金を財源として、短期給付事業、長期給付事業および福祉事業などを行っています。

このうち長期給付事業については、年金の決定や支給にかかる事務を国家公務員共済組合連合会に委任しています。

また、これら共済組合の事業については、毎年度、事業計画および予算等を定め、財務大臣の認可を受けて行われています。

共済組合の事業

共済組合は、短期給付事業、長期給付事業および福祉事業の3つを柱とする事業を行っています。

短期給付事業	組合員とその家族の病気・負傷・出産・死亡または災害に対する給付
長期給付事業	組合員の退職・障害または死亡にかかる年金（一時金）の給付
福祉事業	疾病の予防、人間ドックなどの助成、診療部の運営、資金の貸付など組合員および家族のための福祉事業

厚生労働省第二共済組合は、これらの事業を行うため、厚生労働大臣を代表者とし、本部（厚生労働省医政局医療経営支援課職員厚生室）、支部（国立病院機構本部および各グループ）および所属所（各国立ハンセン病療養所・国立病院機構の各病院・各国立高度専門医療研究センター）が置かれ、本部長には厚生労働事務次官、副本部長には厚生労働省医政局長、支部長および所属所長には各機関の長などがあてられています。

共済組合の運営

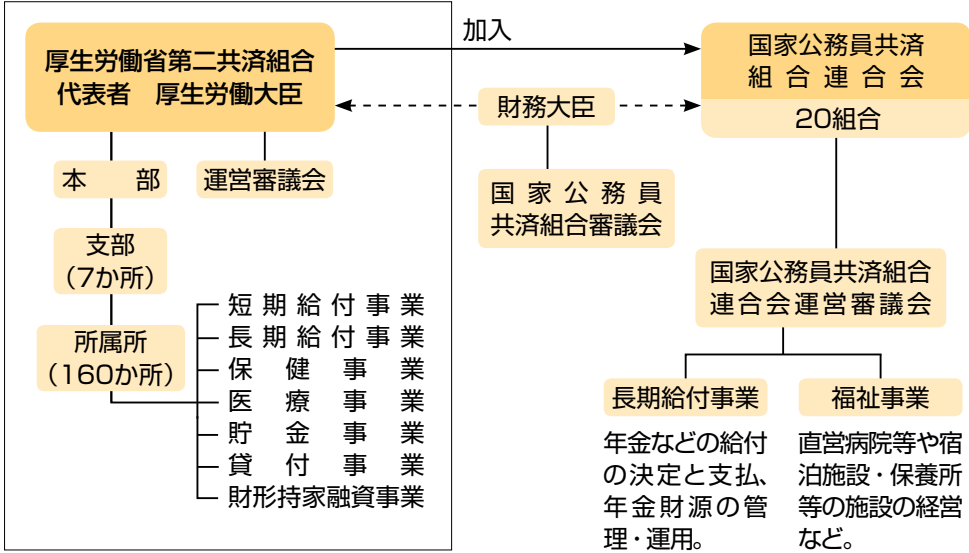
共済組合業務の適正な運営をはかるため、本部に厚生労働省第二共済組合運営審議会を置き、定款および運営規則の変更、毎年度の事業計画、予算、決算およびその他の重要事項について審議しています。

運営審議会の委員は、厚生労働大臣が任命した委員8名で組織され、事務を主管する者4名、組合員を代表する者4名の構成となっています。

また、運営審議会と性格は異なりますが、支部、所属所の具体的な事業の運営などを話し合うため、各支部に支部運営協議会を置くことができます。

なお、当共済組合は、他の国家公務員共済組合と共同して事業を行うため、国家公務員共済組合連合会に加入しています。国家公務員共済組合連合会では、長期給付事業と福祉事業等が行われています。

共済組合と連合会との関係およびそれぞれの組織と事業内容の概略を示すと以下のようになります。



組合員の構成

厚生労働省第二共済組合は長期組合員、船員組合員、継続長期組合員、任意継続組合員により構成されています。

長期組合員・船員組合員

国家公務員として採用されると、その日から組合員となり、共済組合が行っているいろいろな給付が受けられます。

組合員資格の喪失

退職または死亡した場合には、その翌日から組合員の資格を失います。

継続長期組合員

組合員が任命権者の要請に応じ、公庫等職員となるため退職した場合には、退職共済年金等の長期給付についてその退職はなかったものとみなされ、引き続き組合員とされます。

継続長期組合員の資格喪失

- ① 転出の日から5年を経過したとき
- ② 引き続き公庫等職員として在職しなくなったとき
- ③ 死亡したとき

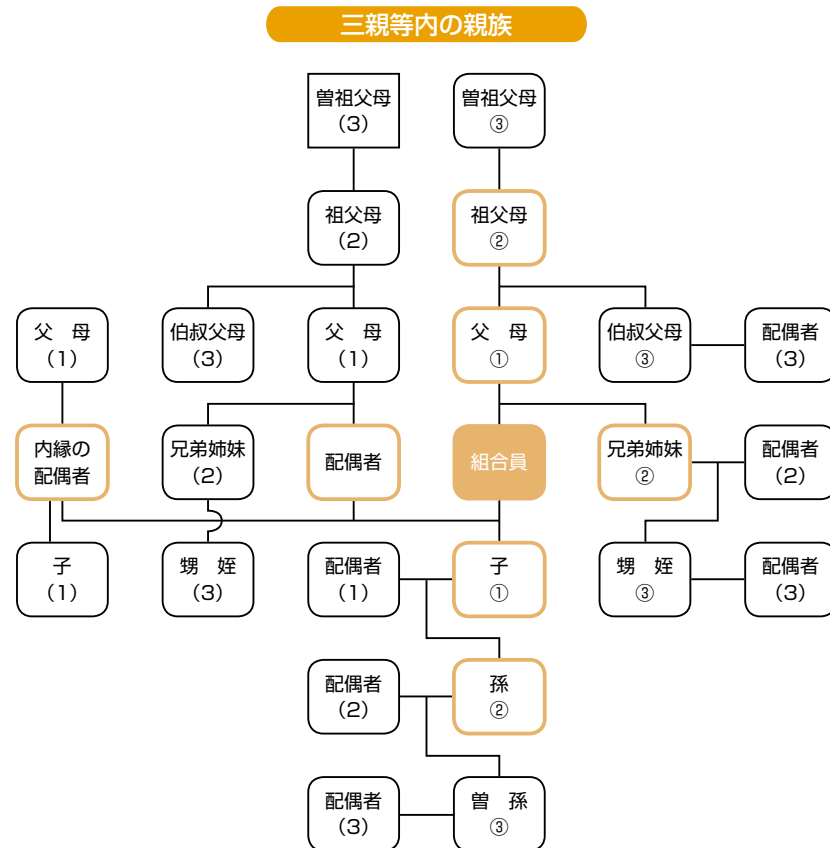
任意継続組合員

退職日の前日までに継続して1年以上組合員であった人は、退職日から20日を経過する日までに申請すると2年間を限度として任意継続組合員になることができ、引き続き短期給付（一定の給付を除く）および福祉事業を利用することができます。

（注）4月1日に採用された人が、翌年3月31日に退職した場合は加入できません。

被扶養者とは

組合員の配偶者、子、父母などで、組合員の収入によって生計を維持している人は、組合員の被扶養者として認定されることにより、組合員と同様に短期給付などを受けることができます。



※主として組合員の収入によって生活している者で

- 印は、別居の場合も認められます。
- 印は、組合員と同じ世帯に限り認められます。
- 印は、血族を示します。（組合員の系統）
- ()印は、姻族を示します。（配偶者の系統）

数字は、親等数を示します。

※平成28年10月1日より、血族の兄弟について、別居の場合も認められています。

※令和2年4月1日より、被扶養者の要件に「原則国内居住」が加わりました。

被扶養者として認められる人

原則、国内に居住し、主として組合員の収入によって生活している人で、次の範囲に該当し、収入の要件を満たす場合に被扶養者として認定されます。すみやかに「認定の手続き」を行ってください。

(1) 範囲（いずれも75歳未満）

- ① 組合員の配偶者（内縁も含む）、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ② 組合員と同一世帯に属する三親等内（P.11三親等内の親族の図をご覧ください）の親族で①に掲げる人以外の人
- ③ 組合員の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人の父母および子で、組合員と同一世帯に属する人（その配偶者の死亡後も同じ）

(2) 収入の要件

恒常的所得が年額130万円未満であること。

ただし、障害年金受給者、または60歳以上の年金受給者である場合は、恒常的所得が年額180万円未満であること。

認定の手続き…届出は、すみやかに！

結婚や出産等により被扶養者として認められる人が生じたときは、「被扶養者申告書」を共済組合に提出してください。

事実の発生した日から30日以内に届け出た場合は、事実の発生した日に遡って認定されますが、届出が遅れますと、届け出た日から被扶養者として認定されることとなり、届出の日までの間に生じた事由にかかる給付を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

また、共済組合では、毎年1回、組合員証の検認を行っておりますので、その際にも「被扶養者申告書」を届け出いただく必要があります。

◎ 配偶者が扶養認定されたときは、国民年金第3号被保険者の手続き（P.61参照）を行ってください。

◎ 出産の場合で、お住まいの自治体が乳幼児医療費助成事業を行っている場合は、自治体担当窓口で医療証交付申請手続きを行ってください。

被扶養者として認められない人

次のような場合は、被扶養者として認められなくなりますので、すみやかに「取消の手続き」を行ってください。

- ① 就職やアルバイト・パートタイマーなどで、健康保険や船員保険などの被保険者または共済組合の組合員となった。
- ② 収入が限度額を超えた。
恒常的所得が年額130万円以上ある者、またはあると見込まれる者。
ただし、障害年金受給者、または60歳以上の年金受給者である場合は、年金を含め年額180万円以上の恒常的所得がある者、またはあると見込まれる者。
- ③ 同一世帯に属することが必須とされている被扶養者が別居した。
- ④ 22歳以上60歳未満で次のいずれにも当てはまらなくなった。
・学生 ・身体障害者 ・病氣負傷等により就労能力を失っている者
- ⑤ 組合員が他の人と共同して1人の人を扶養する場合で、その組合員が主たる扶養者ではなくなった。
- ⑥ 結婚し、組合員の被扶養者でなくなった。
- ⑦ 75歳になって後期高齢者医療制度の被保険者となった。

認定取消しの手続き…届出は、すみやかに！

被扶養者として認められない人が生じたときは、「被扶養者申告書」を共済組合に提出してください。

届出が遅れますと、被扶養者として認められない事実が発生した後に共済組合から受けた短期給付等（この手続きをしないで受診した療養分など）を、後日、返還いただくこととなりますので、ご注意ください。

◎ 配偶者が取消の対象である場合は、国民年金第3号被保険者の手続き（P.61参照）を行ってください。

（参考）被扶養者の認定または認定取消し手続きにおける恒常的所得とは、認定または認定取消しをしようとするときから将来に向かって1年間に得ると予想される額です。

組合員証は大切に

組合員になると「厚生労働省第二共済組合員証」が交付されます。

組合員証は、組合員や被扶養者であるという証明書で、保険医療機関等で診療を受けるときに必要なものですから、なくさないよう大切にしてください。

組合員証の取り扱い

組合員証は、自分で勝手に記載内容を変更したり、書き加えたりしてはいけません。

また、他の人に貸したり、病院に預けたままにしておいてはいけません。

転居、結婚、出産の場合などで組合員や被扶養者の住所、氏名の変更、被扶養者の異動が生じたり、破損や紛失したときなどは、すみやかに共済組合へ届け出てください。

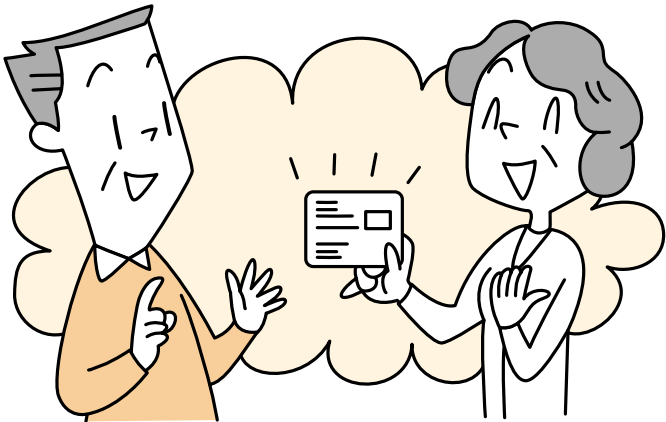
手続き…こんなときは届出を

届出が必要となるとき	手続き
出生・死亡・就職・結婚などで、被扶養者に異動があったとき（P.12～13をご覧ください）	被扶養者申告書に組合員証を添付して申告する
氏名に変更があったとき	組合員証記載事項変更届等に組合員証を添えて申告する
組合員証を破損したとき	組合員証等再交付申請書に組合員証を添付して申請する
組合員証を亡失したとき	組合員証等再交付申請書により申請する
組合員の資格を失ったとき	組合員証を速やかに返却する
治療を続けている間に組合員の資格を失し、引き続き日雇特例被保険者となったとき	特別療養証明書交付申請書により申請する
組合員の資格喪失後、引き続き短期給付等の適用を希望するとき	任意継続組合員となるための申出書により申し出る

（注）これらの申告書および申請書等には、必要に応じて添付書類の提出をお願いすることがあります。詳細については、ご自身の所属する所属所の共済担当者にお問い合わせください。

高齢受給者証の交付

70歳から74歳までの組合員および被扶養者は、高齢受給者として「高齢受給者証」が交付されます。病院などの医療機関では、医療費の自己負担割合を、この高齢受給者証で確認しますので、交付されたら大切に保管してください。





共済組合の財源 掛金と負担金

共済組合の事業には、短期給付事業、長期給付事業、それに福祉事業の3つがありますが、これらの事業は組合員の掛金と国および独立行政法人国立病院機構等の負担金を財源として運営されています。掛金の額は、組合員ごとに決定された標準報酬の月額に掛金率を乗じた額で、この額が掛金として毎月の給与から控除されます。（なお、介護掛金に関しては、40歳から64歳までの組合員が対象となります。）

また、標準報酬計算上の給与に含まれない期末手当等についても、標準期末手当等の額に毎月と同じ掛金率を乗じた額が期末手当等から控除されます。

これらの場合、国および独立行政法人国立病院機構等も組合員の標準報酬の月額もしくは標準期末手当等の額に負担金率を乗じた額（掛金と同額）を負担金として負担します。



掛金と負担金

掛金率表 (令和2年4月現在)

組合員の種別	掛金率				
	短期	福祉	介護	長期	
				厚生年金保険 給付費負担金	退職等年金 給付費負担金
長期組合員	$\frac{38.65}{1000}$	$\frac{1.0}{1000}$	$\frac{7.76}{1000}$	$\frac{91.50}{1000}$	$\frac{7.50}{1000}$
船員組合員	$\frac{36.80}{1000}$	$\frac{1.0}{1000}$	$\frac{7.76}{1000}$	$\frac{91.50}{1000}$	$\frac{7.50}{1000}$
任意継続組合員	$\frac{77.3}{1000}$	$\frac{2.0}{1000}$	$\frac{15.52}{1000}$	—	—

負担金率表 (令和2年4月現在)

組合員の種別	負担金率					
	短期	福祉	介護	長期		
				厚生年金保険 給付費負担金	退職等年金 給付費負担金	経過的公務上 給付費負担金
長期組合員	$\frac{38.65}{1000}$	$\frac{1.0}{1000}$	$\frac{7.76}{1000}$	$\frac{91.50}{1000}$	$\frac{7.50}{1000}$	$\frac{0.32}{1000}$
船員組合員	$\frac{40.50}{1000}$	$\frac{1.0}{1000}$	$\frac{7.76}{1000}$	$\frac{91.50}{1000}$	$\frac{7.50}{1000}$	$\frac{0.32}{1000}$
任意継続組合員	—	—	—	—	—	—

負担金率表 (令和2年9月以降)

組合員の種別	負担金率					
	短期	福祉	介護	長期		
				厚生年金保険 給付費負担金	退職等年金 給付費負担金	経過的公務上 給付費負担金
長期組合員	$\frac{38.65}{1000}$	$\frac{1.0}{1000}$	$\frac{7.76}{1000}$	$\frac{91.50}{1000}$	$\frac{7.50}{1000}$	$\frac{0.30}{1000}$
船員組合員	$\frac{40.50}{1000}$	$\frac{1.0}{1000}$	$\frac{7.76}{1000}$	$\frac{91.50}{1000}$	$\frac{7.50}{1000}$	$\frac{0.30}{1000}$
任意継続組合員	—	—	—	—	—	—

標準報酬とは

標準報酬とは、組合員の受ける報酬（本俸+諸手当）を基準として定められる仮の報酬のことで、この額をもとに給付金の額や掛金の額が計算されます。

報酬の範囲

組合員が労働の対償として受けるすべてのもの（通貨、通貨以外の宿舍貸与等で、期末手当、勤勉手当、期末特別手当（業績手当、年度末賞与、業績年俸）を除いたすべてをいいます。

標準報酬の対象となる報酬

固定的給与	非固定的給与
俸給月額（基本給、月例年俸）、俸給の調整額（特殊業務手当）、俸給の特別調整額（役職手当）、初任給調整手当（医師手当）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当、専門看護手当、広域異動手当、宿舍貸与（現物給与）、医療専門資格手当、医師確保特別手当	特殊勤務手当（特殊業務手当を除く）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当（宿日直等手当）、管理職員特別勤務手当（役職職員特別勤務手当）、寒冷地手当、附加勤務手当、診療看護手当、夜間看護等手当、派遣手当、支援団体業務手当、時間外手術等従事手当

※現物給与は、通貨に換算して通貨と合算して標準報酬月額を決定します。

標準報酬の月額

組合員が受ける報酬の額をもとに、標準報酬の等級および月額を決定します。報酬の額は、毎月変わるのが普通ですが、その都度変更するのは大変なので、ある時点で標準報酬を決め、それを一定期間使用します。

① 組合員の資格を取得したとき

新規採用などで組合員資格を取得したときの報酬などをもとに標準報酬の月額を決め、次の定時決定で決められるまでの間の標準報酬の月額とします。

② 定時決定

毎年1回、4月～6月の3か月に受けた報酬の平均額をもとに標準報酬の月額を決め、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬の月額とします。

③ 随時改定

標準報酬の月額は、通常、一度決定されると次の定時決定まで使用されますが、昇給降給などにより固定的な給与に変動があり標準報酬月額に著しい変動（P.23の表で2等級以上の差）が生じた場合には、必要に応じて改定されます。改定後の額は、次の定時決定までの間の標準報酬月額とします。

④ 産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了し当該産前産後休業に係る子を養育する組合員が、産前産後休業終了後に『標準報酬産前産後休業終了時改定申出書』を提出すると、産前産後休業終了日の翌日が属する月以降3か月間に受けた報酬の平均額（報酬の支払基礎日数1か月未満の月は除く）をもとに標準報酬が改定されます。改定後の額は、次の定時決定までの間の標準報酬の月額とします。

⑤ 育児休業等終了時改定

育児休業等を終了し当該育児休業等に係る3歳未満の子*を養育する組合員が、育児休業等終了後に『標準報酬育児休業等終了時改定申出書』を提出すると、育児休業等終了日の翌日の属する月以降3か月間に受けた報酬の平均額（報酬の支払基礎日数1か月未満の月は除く）をもとに標準報酬が改定されます。改定後の額は、次の定時決定までの間の標準報酬の月額とします。

※特別養子縁組の監護期間の子を含む

標準期末手当等の額

期末手当などからの掛金は、「標準期末手当等の額」をもとに計算されます。「標準期末手当等の額」とは、1か月以内に支払われた期末手当などの支給額の1,000円未満を切り捨てた額です。ただし、支給月につき150万円（短期掛金および介護掛金は年間〔4月1日から翌年3月31日〕573万円）の上限があり、それ以上の分については掛金はかかりません。

標準期末手当等の額の対象となる報酬

期末手当、勤勉手当、期末特別手当、
（業績手当、年度末賞与、業績年俸）

休職等の組合員の「標準報酬」の取扱い

休職等（※）で報酬の全部または一部が支給されない期間は、休職前の標準報酬の月額が適用されます。

定時決定についても、4月、5月、6月の全算定期間に休職等をした場合は、休職前の標準報酬の基礎となっている報酬（昇給等があった場合はその後の額）をもとに決定します。

※欠勤、休職、病気休暇、介護休暇、産休、育児休業など。

産前産後休業期間中の「掛金」と「標準報酬」

① 産前産後休業期間中の掛金の免除

組合員が産前産後休業をする場合、「産前産後休業期間掛金免除申請書」を提出すると、産前6週間（多胎妊娠の場合14週間）および産後8週間、掛金は徴収されません。

② 標準報酬の産前産後休業終了時改定

産前産後休業終了後の給与実態により標準報酬の改定を希望する場合は、「標準報酬産前産後休業終了時改定申出書」を提出すると、産前産後休業終了後の翌日から起算して2か月を経過した日の属する月の翌月から改定されます。

※この場合、メリット、デメリットがありますので、申し出するかしないかよくお考えください。

※引き続き育児休業をする場合は対象外です。

《比較表》

	産前産後休業終了時改定をすると現在適用されている標準報酬より		
	高くなる場合	低くなる場合	変わらない場合
メリット	・短期給付、長期給付を受ける場合、給付額が高くなる。	・掛金が低くなる。 ・「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出すれば、長期給付は養育前の標準報酬を保障される特例措置を受けられる。	特になし。
デメリット	・掛金が高くなる	・短期給付が低くなる。	特になし。

※手続きに関する詳細（添付書類等）は、ご自身の所属する所属所の共済担当者にお尋ねください。

育児休業等取得者の「掛金」と「標準報酬」

① 育児休業等期間中の掛金免除

組合員が育児休業をする場合、「育児休業等期間掛金免除申請書」を提出すると、育児休業等開始日の属する月から育児休業等終了日の翌日の属する月の前月までの期間、掛金は徴収されません。

② 標準報酬の育児休業等終了時改定

育児休業中の標準報酬は、給付の低下を防ぐため、育児休業等開始前の報酬をもとに決定していますが、育児休業等終了後の給与実態により標準報酬の改定を希望する場合は、「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を提出すると、育児休業等終了日の翌日から起算して2か月を経過した日の属する月の翌月から改定されます。

※この場合、メリット、デメリットがありますので、申し出するかしないかよくお考えください。

《比較表》

	育児休業等終了時改定をすると現在適用されている標準報酬より		
	高くなる場合	低くなる場合	変わらない場合
メリット	・短期給付、長期給付を受ける場合、給付額が高くなる。	・掛金が低くなる。 ・「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出すれば、長期給付は養育前の標準報酬を保障される特例措置を受けられる。	特になし。
デメリット	・掛金が高くなる	・短期給付が低くなる。	特になし。

※手続きに関する詳細（添付書類等）は、ご自身の所属する所属所の共済担当者にお尋ねください。



「3歳未満の子を養育する組合員の特例措置」について

3歳未満の子を養育している組合員で、部分休業等により給与が低下し、養育を開始する前より標準報酬が低くなった場合、組合員の申し出により、子が生まれる前の標準報酬であったとみなし、将来受ける年金額が低くならないように配慮する制度が平成17年4月より設けられています。

この制度の適用を受けるためには、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」の提出が必要となります。

また、特例措置を受けていた組合員が、特例措置の終期の際（当該子が3歳に達したときを除く）には「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」の提出が必要になります。

※掛金免除期間中は申出できません。

※届に関する詳細（添付書類等）は、ご自身の所属する所属所の共済担当者にお尋ねください。



標準報酬の等級と月額

（令和2年4月現在）

（単位：円／掛率千分率）

標準報酬の 等級	厚生年金	標準報酬の月額	報 酬 月 額 () は厚生年金	共 済 組 合 掛 金		
				短 期	長 期	介 護
				39.65	99.00	7.76
	第 1 級	88,000	(93,000円未満)		8,712	
第 1 級	第 2 級	98,000	(93,000円以上) 101,000円未満	3,885	9,702	760
第 2 級	第 3 級	104,000	101,000円以上 107,000円未満	4,123	10,296	807
第 3 級	第 4 級	110,000	107,000円以上 114,000円未満	4,361	10,890	853
第 4 級	第 5 級	118,000	114,000円以上 122,000円未満	4,678	11,682	915
第 5 級	第 6 級	126,000	122,000円以上 130,000円未満	4,995	12,474	977
第 6 級	第 7 級	134,000	130,000円以上 138,000円未満	5,313	13,266	1,039
第 7 級	第 8 級	142,000	138,000円以上 146,000円未満	5,630	14,058	1,101
第 8 級	第 9 級	150,000	146,000円以上 155,000円未満	5,947	14,850	1,164
第 9 級	第 10 級	160,000	155,000円以上 165,000円未満	6,344	15,840	1,241
第 10 級	第 11 級	170,000	165,000円以上 175,000円未満	6,740	16,830	1,319
第 11 級	第 12 級	180,000	175,000円以上 185,000円未満	7,137	17,820	1,396
第 12 級	第 13 級	190,000	185,000円以上 195,000円未満	7,533	18,810	1,474
第 13 級	第 14 級	200,000	195,000円以上 210,000円未満	7,930	19,800	1,552
第 14 級	第 15 級	220,000	210,000円以上 230,000円未満	8,723	21,780	1,707
第 15 級	第 16 級	240,000	230,000円以上 250,000円未満	9,516	23,760	1,862
第 16 級	第 17 級	260,000	250,000円以上 270,000円未満	10,309	25,740	2,017
第 17 級	第 18 級	280,000	270,000円以上 290,000円未満	11,102	27,720	2,172
第 18 級	第 19 級	300,000	290,000円以上 310,000円未満	11,895	29,700	2,328
第 19 級	第 20 級	320,000	310,000円以上 330,000円未満	12,688	31,680	2,483
第 20 級	第 21 級	340,000	330,000円以上 350,000円未満	13,481	33,660	2,638
第 21 級	第 22 級	360,000	350,000円以上 370,000円未満	14,274	35,640	2,793
第 22 級	第 23 級	380,000	370,000円以上 395,000円未満	15,067	37,620	2,948
第 23 級	第 24 級	410,000	395,000円以上 425,000円未満	16,256	40,590	3,181
第 24 級	第 25 級	440,000	425,000円以上 455,000円未満	17,446	43,560	3,414
第 25 級	第 26 級	470,000	455,000円以上 485,000円未満	18,635	46,530	3,647
第 26 級	第 27 級	500,000	485,000円以上 515,000円未満	19,825	49,500	3,880
第 27 級	第 28 級	530,000	515,000円以上 545,000円未満	21,014	52,470	4,112
第 28 級	第 29 級	560,000	545,000円以上 575,000円未満	22,204	55,440	4,345
第 29 級	第 30 級	590,000	575,000円以上 605,000円未満	23,393	58,410	4,578
第 30 級	第 31 級	620,000	(605,000円以上)		61,380	
			605,000円以上 635,000円未満	24,583		4,811
第 31 級		650,000	635,000円以上 665,000円未満	25,772		5,044
第 32 級		680,000	665,000円以上 695,000円未満	26,962		5,276
第 33 級		710,000	695,000円以上 730,000円未満	28,151		5,509
第 34 級		750,000	730,000円以上 770,000円未満	29,737		5,820
第 35 級		790,000	770,000円以上 810,000円未満	31,323		6,130
第 36 級		830,000	810,000円以上 855,000円未満	32,909		6,440
第 37 級		880,000	855,000円以上 905,000円未満	34,892		6,828
第 38 級		930,000	905,000円以上 955,000円未満	36,874		7,216
第 39 級		980,000	955,000円以上 1,005,000円未満	38,857		7,604
第 40 級		1,030,000	1,005,000円以上 1,055,000円未満	40,839		7,992
第 41 級		1,090,000	1,055,000円以上 1,115,000円未満	43,218		8,458
第 42 級		1,150,000	1,115,000円以上 1,175,000円未満	45,597		8,924
第 43 級		1,210,000	1,175,000円以上 1,235,000円未満	47,976		9,389
第 44 級		1,270,000	1,235,000円以上 1,295,000円未満	50,355		9,855
第 45 級		1,330,000	1,295,000円以上 1,355,000円未満	52,734		10,320
第 46 級		1,390,000	1,355,000円以上	55,113		10,786

※ 1. 船員組合員の短期掛金率は、標準報酬月額×36.80/1000（円未満切捨）
2. 表上の短期は、短期（38.65/1000）と福祉（1.0/1000）の合算数です。

第2章

短期給付

- ・短期給付のあらまし
- ・病気やケガをしたとき
- ・子供が生まれたとき
- ・災害にあったとき
- ・第三者行為によるケガ
- ・給与が支給されないとき
- ・死亡したとき
- ・退職後の医療など



短期給付のあらまし

短期給付とは、組合員と被扶養者の病気やケガ、出産、死亡、休業および災害などに対して行う給付です。

なお、給付事由が発生してから2年以内に給付請求を行わないと、給付が受けられませんのでご注意ください。

1

保健給付

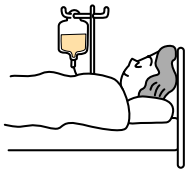
組合員と被扶養者が病気やケガ、出産、死亡のとき



2

休業給付

組合員が病気やケガ、出産、育児、介護、災害などのため勤務できなくなり、給与が支給されないとき



3

災害給付

組合員と被扶養者が非常災害で死亡したり、住居や家財に損害を受けたとき



法定給付と附加給付

短期給付には、国家公務員共済組合法で給付の種類や内容などが定められている「法定給付」と、これらの給付を補うために厚生労働省第二共済組合が独自に行う「附加給付」があります（次頁の短期給付の種類参照）。



短期給付の種類

		給付の事由	法定給付	附加給付
保健給付	組合員	病気・ケガ	療養の給付	一部負担金払戻金
			入院時食事療養費	
			入院時生活療養費	
			保険外併用療養費	
			療養費	
			訪問看護療養費	
			高額療養費	
			高額介護合算療養費	
		移送	移送費	
		出産	出産費	出産費附加金
		死亡	埋葬料	埋葬料附加金
	被扶養者	病気・ケガ	家族療養費	家族療養費附加金 家族訪問看護附加金
			家族訪問看護療養費	
			高額療養費	
			高額介護合算療養費	
		移送	家族移送費	
		出産	家族出産費	家族出産費附加金
休業給付	組合員	傷病休業	傷病手当金	傷病手当金附加金
		出産休業	出産手当金	
		欠勤	休業手当金	
		育児休業	育児休業手当金	
		介護休業	介護休業手当金	
		非常災害による死亡	弔慰金	
災害給付	組合員 被扶養者	非常災害	災害見舞金	
		非常災害による死亡	家族弔慰金	

給付概要と請求手続き

令和2年4月1日

	こんなことがあれば	こんな給付が
病 気 ・ ケ ガ	組合員証で診療を受けるとき (診察、検査、投薬、処置、手術、入院)	療養の給付・家族療養の給付・入院時食事療養費・入院時生活療養費・保険外併用療養費
	やむを得ない事情による自費診療	療養費または家族療養費
	医師が治療上必要と認めた治療用装具の装着・マッサージ・はり・きゅう	療養費または家族療養費
	組合員の移送 被扶養者の移送	移送費または家族移送費
	自己負担額が1人1か月同一病院（診療科）で26,000円（標準報酬の月額が53万円以上の組合員およびその被扶養者については51,000円）を超えたとき	一部負担金払戻金、家族療養費附加金
	自己負担額が1人1か月同一病院（診療科）で高額療養費算定基準額を超えたとき、または1人1か月同一病院（診療科）における自己負担額（70歳未満は21,000円以上が対象）の世帯合算額が高額療養費算定基準額を超えたとき	高額療養費
出 産	1年間（前年8月1日から7月31日）に医療と介護にかかった自己負担の合算額が限度額を超えたとき	高額介護合算療養費
	組合員の出産	出産費、出産費附加金
	被扶養者の出産	家族出産費、家族出産費附加金
欠 勤	組合員の公務外・通勤外の病気・ケガによる欠勤、かつ、給与減額	傷病手当金または傷病手当金附加金 (注) 障害給付、退職給付との調整あり。
	組合員の出産による欠勤、かつ、給与減額	出産手当金
	結婚・葬儀・災害等による欠勤、かつ、給与減額	休業手当金
	組合員が育児休業を取得したとき	育児休業手当金
	組合員が介護休暇（介護休業）を取得したとき	介護休業手当金
死 亡	組合員が公務外で死亡	埋葬料、埋葬料附加金
	被扶養者の死亡	家族埋葬料、家族埋葬料附加金
災 害	非常災害により組合員が死亡 (注) この弔慰金・家族弔慰金等を受ける場合は前述の埋葬料等も受給できます。	弔慰金
	非常災害により被扶養者が死亡	家族弔慰金
	非常災害により組合員の住居または家財に損害を受けたとき	災害見舞金

このように給付されます	そのために必要な手続き・事項
療養に要した費用の7割	組合員証等を保険医療機関等に提示
一定基準により算定した額	療養費・家族療養費請求書＋診療報酬領収済明細書
一定基準により算定した額	療養費・家族療養費請求書＋領収書＋診療報酬領収済明細書＋医師の同意書等
最も経済的な経路および方法により組合が相当と判断する額	移送費・家族移送費請求書＋医師の証明＋領収書
自己負担額－25,000円（標準報酬の月額が53万円以上の組合員およびその被扶養者については50,000円）、100円未満切捨、1,000円未満不支給	一部負担金払戻金または家族療養費附加金請求書
自己負担額から高額療養費算定基準額を控除した額	高額療養費請求書
自己負担額から年額の高額介護合算療養費算定基準額を控除した額のうち、医療にかかった自己負担の比率に応じた額	高額介護合算療養費支給申請書＋自己負担額証明書
定額 404,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理の下で出産（死産を含み、在胎週数22週以降のものに限る）したときは、16,000円（16,000円に満たないときは、実費相当額）を加算した額 附加金：定額 40,000円	出産費・家族出産費請求書
定額 404,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理の下で出産（死産を含み、在胎週数22週以降のものに限る）したときは、16,000円（16,000円に満たないときは、実費相当額）を加算した額 附加金：定額 40,000円	
標準報酬の日額 ^{*1} ×2／3×欠勤日数－報酬支給額	傷病手当金請求書、傷病手当金附加金請求書＋医師の証明
標準報酬の日額 ^{*1} ×2／3×欠勤日数－報酬支給額	出産手当金請求書＋医師の証明
標準報酬の日額 ^{*2} ×50％×欠勤日数－報酬支給額	休業手当金請求書＋所属長の証明
標準報酬の日額 ^{*2} ×67％×欠勤日数－報酬支給額	育児休業手当金請求書（その1）・（その2）
標準報酬の日額 ^{*2} ×67％×欠勤日数－報酬支給額	介護休業手当金請求書
定額 50,000円 附加金／50,000円（詳細はP.49参照）	埋葬料・家族埋葬料・同附加金請求書＋埋葬許可証または火葬許可証の写
定額 50,000円 附加金／定額 50,000円	
標準報酬の月額×1か月分	弔慰金・家族弔慰金請求書＋検案書等
標準報酬の月額×70％	
標準報酬の月額×0.5月～3月分（損害の程度により区分）	災害見舞金請求書＋罹災証明書＋被害状況図＋その他

※1 標準報酬の日額は、傷病手当金（または出産手当金）の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12ヵ月の各月の標準報酬の月額の平均額×1／22です。

※2 標準報酬の日額は、標準報酬の月額×1／22です。



病気やケガをしたとき



組合員証で診療を受けるとき

組合員またはその被扶養者（後期高齢者医療制度が適用される者は除きます）が公務によらない病気にかかったり負傷した場合、保険医療機関、保険薬局、連合会直営病院等の窓口で組合員証等を提示すれば必要な診療を受けることができます。

● 自己負担割合

義務教育就学前	義務教育就学後～ 69歳	70歳～74歳	
		現役並み所得者	一般
2割	3割	3割	2割

● 入院時食事療養費の標準負担額

組合員やその被扶養者が保険医療機関等に入院した場合には、食事の給付（入院時食事療養費）が受けられますが、この場合には、標準負担額として1食につき460円が組合員の負担となります。

● 入院時生活療養費の標準負担額

長期入院している65歳以上の組合員やその被扶養者が生活療養（食事療養並びに温度、照明、給水に関する適切な療養環境の形成）を受けるときは、食費・居住費の一部として1食460円、居住費370円が組合員の負担となります。

※住民税非課税等の場合は、負担が軽減される場合があります。



医療費の立替払

病気やケガの治療は、保険医療機関に組合員証等を提出して治療を受けるのが原則ですが、緊急その他やむを得ない場合などで組合員証等が使えない場合は、かかった費用を組合員が一時立て替えておき、後で組合が必要と認めた場合には療養費（家族療養費）が支給されます。

● 療養費（家族療養費）

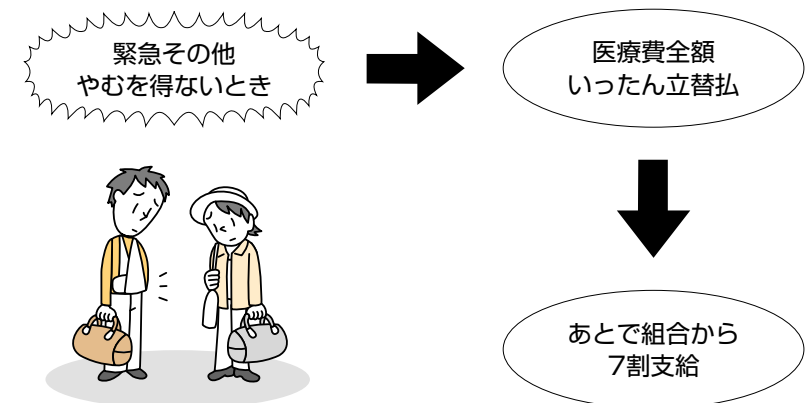
組合員が支払った総医療費（食事療養にかかるものを除く）から、一部負担金（3割）を差し引いた額が療養費（家族療養費）として支給されます。

なお、非保険医にかかった場合（外国で療養を受けた場合を含む）には、保険診療で換算した額を標準として支給額が決定されます。

対象者	組合負担額	自己負担額
組合員および被扶養者	組合で査定した医療費等の7割	総医療費等から組合負担額を差し引いた額

① 緊急その他やむを得ない場合

保険医療機関がない地域で病気にかかったり事故・急病のため、非保険医にかかったとき、いったん医療費を立て替えておき、後で共済組合から、療養費（家族療養費）の支給を受けます。



② 治療用装具を購入したとき

医師が治療上、関節用装具、コルセット等の治療用装具の装着を必要と認めた場合は、その装具購入代金を、一定の交付基準にしたがって、後日療養費（家族療養費）として支給を受けることができます。

なお、外観を整えるために装着する義眼・眼鏡・補聴器等は、支給対象となりません。

③ 輸血のために生血代を支払ったとき

輸血のための生血代については、療養費（家族療養費）として支給が受けられます。ただし、第三者からの生血提供に限られます。

④ 柔道整復師の施術を受けたとき（骨折または脱臼の場合は、医師の同意を要する）

柔道整復師の施術を受けた場合、一定の基準で療養費（家族療養費）が支給されますが、その費用は、公益社団法人日本柔道整復師会と組合との間で支払い方法についての協定が結ばれていますので、一般保険診療と同様に、その施術に要した費用の3割を窓口で支払えばよいことになっています。（注）

⑤ あんま師、マッサージ師、はり師、きゅう師の施術を受けたとき

治療上の必要から医師の同意を得て、あんま、マッサージ、はり、きゅうの施術を受けた場合、一定の基準で療養費（家族療養費）が支給されます。（注）

⑥ 外国で診療を受けたとき

外国で傷病のため診療を受けた医療機関にその費用を支払ったときは、保険診療で換算した額を基準として療養費（家族療養費）が支給されます。この場合、診療内容明細書、領収書、関連書類の和訳、パスポートの写しと医療機関等へ共済組合が照会する同意書が必要です。

（注）日常生活からくる肩こり、腰痛、疲労、体調不良、いわゆるあんま・マッサージの代わりとしての利用、筋肉疲労・筋肉痛、症状の改善が見られない長期の施術等については、全額自己負担になります。

移送費（家族移送費）

組合員が疾病にかかり、入院治療が必要となったり、または転医せざるを得なくなったときに、その病院等まで歩くことができない場合、または歩くことが著

しく困難な場合等に支給されます。その内容は、自動車、電車等の交通機関を利用したときにはその運賃、また人を雇って担架で運んだようなときにはその人の賃金等、宿泊を必要としたときにはその宿泊料・移送の途中において医師、看護師の付添いを必要とした場合にはその旅費・日当・宿泊料等です。なお、組合員が通院のため任意に交通機関を利用する場合には支給されません。

組合員証でかかれない診療など

次のような場合は、組合でその費用を負担することはできません。

- ① 健康診断・予防注射
- ② 美容整形のための処置
- ③ 正常な妊娠や出産
- ④ 経済的理由による人工妊娠中絶

医療費が高額になったとき

医療費の自己負担が高額になり、一定の限度額を超えたときは、一部負担金払戻金・家族療養費附加金、高額療養費、高額介護合算療養費（同一世帯に介護の自己負担もある場合）が支給されます。

一部負担金払戻金・家族療養費附加金

1つの病院・診療所などでかかった1か月の医療費（入院時食事療養費および入院時生活療養費を除く）の自己負担額が26,000円以上のときは、自己負担額から25,000円（標準報酬の月額が530,000円以上の組合員の場合、50,000円）を控除した額が、組合員分は一部負担金払戻金、被扶養者分は家族療養費附加金として、後日支給されます。

なお、合算高額療養費（P.36参照）が支給される場合は、自己負担限度額から50,000円（標準報酬の月額が530,000円以上の組合員の場合、100,000円）を控除した額が支給されます。

〈例〉自己負担額28,560円の場合

$$\begin{array}{rcl} \text{(自己負担額)} & \text{(控除額)} & \text{(一部負担金払戻金)} \\ 28,560 \text{ 円} - 25,000 \text{ 円} = & 3,560 \text{ 円} & \text{家族療養費附加金} \\ & & * 100 \text{ 円未満切り捨て} \\ & & 3,500 \text{ 円} \cdots \cdots \text{支給額} \end{array}$$

高額療養費

医療機関で1か月の自己負担額が一定の限度額を超えると、超えた分が高額療養費として共済組合から支給されます。ただし、70歳未満の人と70歳～74歳の人では次のように限度額が異なります。

▶ 70歳未満の場合

自己負担額が自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を超えたとき、超えた分が高額療養費として後から支給されます。

また、入院については、あらかじめ共済組合から自己負担限度額に係る認定証の交付を受け（高齢受給者については低所得Ⅱ、Ⅰに該当する者のみ）、組合員証等と一緒に医療機関に提出することで、窓口負担が次頁の表1の自己負担限度額までとなります。

同一世帯で同じ月に21,000円以上の自己負担が2件以上あるときは、それらを世帯合算して自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます（合算高額療養費）。

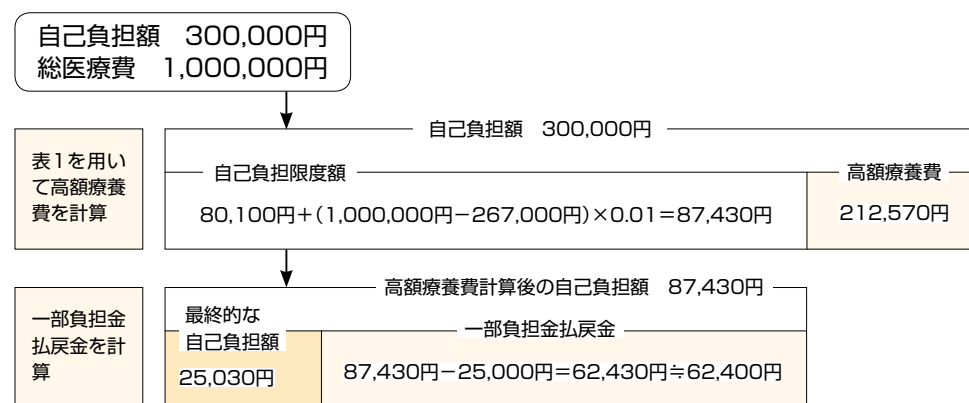
表1 世帯の自己負担限度額

所得区分	月単位の上限額
標準報酬月額83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 〈多数該当: 140,100円〉
標準報酬月額53～83万円未満	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 〈多数該当: 93,000円〉
標準報酬月額28～53万円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数該当: 44,400円〉
標準報酬月額28万円未満	57,600円 〈多数該当: 44,400円〉
市町村民税非課税者等	35,400円 〈多数該当: 24,600円〉

〈所得区分〉住民税非課税者等…住民税非課税者および生活保護法に規定する要保護者
〈多数該当〉当該療養月以前12か月以内に既に3月以上高額療養費を受けている場合

具体的な計算例 1 …1か月の自己負担限度額を超えた場合

43歳の組合員本人の医療費が自己負担額300,000円、総医療費1,000,000円の場合。
(所得区分は標準報酬月額28～53万円未満)

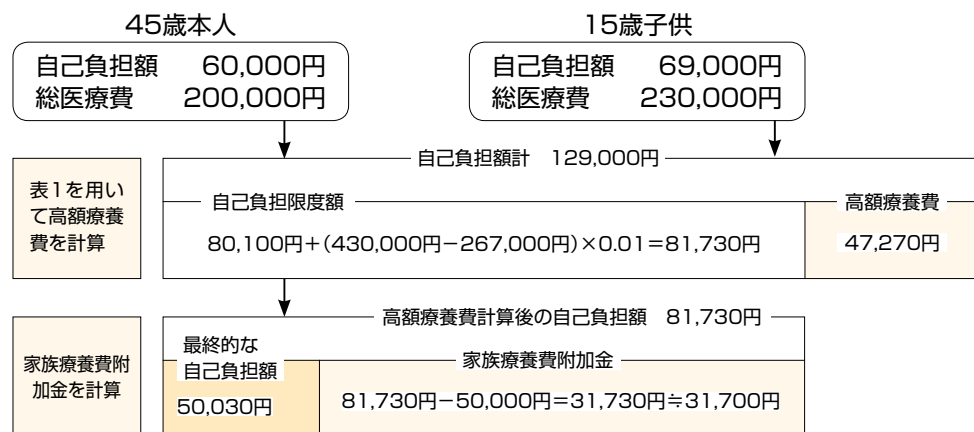


窓口での自己負担300,000円のうち

$$\begin{array}{rcl} & \text{高額療養費} & \text{一部負担金払戻金} \\ \text{共済組合から支給される額は} & \cdots \cdots 212,570 \text{ 円} & + 62,400 \text{ 円} = 274,970 \text{ 円} \\ \text{最終的な自己負担額は} & \cdots \cdots 300,000 \text{ 円} & - 274,970 \text{ 円} = 25,030 \text{ 円} \\ & & \text{となります。} \end{array}$$

具体的な計算例2…21,000円以上の支払いが複数ある場合

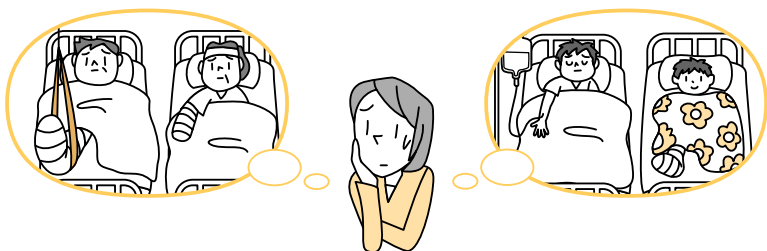
45歳の組合員本人が入院し、自己負担額60,000円、総医療費200,000円、15歳の子供が入院し、自己負担額69,000円、総医療費230,000円の場合（所得区分は標準報酬月額28～53万円未満）



窓口での自己負担129,000円のうち

共済組合から支給される額は……… 高額療養費 47,270円 + 家族療養費附加金 31,700円 = 78,970円

最終的な自己負担額は …………… 129,000円 - 78,970円 = 50,030円 となります。



▶ 70歳～74歳の場合

外来は、個人ごとに計算し限度額（A）を超えた分が払い戻されます。入院は、限度額（B）までの支払いとなります。同じ世帯内で外来と入院がある場合は、外来と入院の負担を合算して限度額（B）を超えた分が高額療養費として支給されます。

表2-A 70～74歳の方の自己負担限度額（～平成30年7月診療分まで）

所得区分	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人ごと）(A)	（入院+外来）(B)
現役並み所得者	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 0.01 （ただし、多数該当 ^{*2} の場合は44,400円）
一般	14,000円 ^{*1}	57,600円 （ただし、多数該当 ^{*2} の場合は44,400円）
住民税非課税	Ⅱ Ⅰ	24,600円
		15,000円

表2-B 70～74歳の方の自己負担限度額（平成30年8月診療分から ※所得区分が細分化されています）

所得区分	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人ごと）(A)	（入院+外来）(B)
現役並み所得者Ⅲ 標準報酬月額 83万円以上		252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% （ただし、多数該当 ^{*2} の場合は140,100円）
現役並み所得者Ⅱ 標準報酬月額 53～83万円未満		167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% （ただし、多数該当 ^{*2} の場合は93,000円）
現役並み所得者Ⅰ 標準報酬月額 28～53万円未満		80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% （ただし、多数該当 ^{*2} の場合は44,400円）
一般所得者 標準報酬月額 28万円未満	18,000円 ^{*1}	57,600円 （ただし、多数該当 ^{*2} の場合は44,400円）
住民税非課税	Ⅱ Ⅰ	24,600円
		15,000円

（注） 1つの医療機関等での自己負担（院外処方代を含みます）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

*1 年間（前年8月1日から7月31日まで）上限144,000円

*2 過去12か月以内に3回以上、上限に達した場合は、4回目から「多数回」となり、上限額が下がります。

※所得区分の細分化について

世代間の公平が図られ、負担能力に応じた負担をするよう制度改正がされています。
以下の矢印に示したところが、変更された内容です。

70～74歳の方の自己負担限度額 (～平成30年7月診療分まで)

所得区分	
現役並み所得者	
— 般	
住民税非課税	II
	I

70～74歳の方の自己負担限度額 (平成30年8月診療分から)

所得区分	
現役並み所得者Ⅲ	標準報酬月額 83万円以上
現役並み所得者Ⅱ	標準報酬月額 53～83万円未満
現役並み所得者Ⅰ	標準報酬月額 28～53万円未満
一般所得者	標準報酬月額 28万円未満
住民税非課税	II
	I

〈所得区分〉

◎現役並み所得者……70～74歳の組合員で標準報酬月額28万円以上の人。ただし、年収が一定額未満(単身世帯の場合:383万円未満、2人以上世帯の場合:520万円未満)の人は共済組合への申請により非該当となります。また、被扶養者が後期高齢者医療制度の被保険者になることによって単身者の基準(年収383万円以上)に該当する被保険者について、世帯に他の70歳～74歳の被扶養者がいない場合に、被扶養者であった人の収入を合算した年収が520万円未満の場合も同様です。

組合員が70歳未満の場合は該当しません。

◎一般所得者……現役並み所得者にも低所得者にも該当しない人

◎住民税非課税Ⅱ……住民税非課税世帯

◎住民税非課税Ⅰ……住民税非課税世帯で本人および同じ世帯員のそれぞれの収入から必要経費・控除額を引いたとき、各所得がいずれも0円となる場合です(例 年金収入のみの場合80万円以下)。

▶ 同じ世帯に70歳未満の人と70歳～74歳の人がいる場合

- ① 「70歳～74歳の人」の払い戻し額を計算します。
- ② ①の払い戻し額を除いた負担額と「70歳未満の人」の負担額を合算して限度額(表1)を超えた分が世帯の払い戻し額となります。
- ③ ①と②を合わせた額が世帯全体の払い戻し額となります。

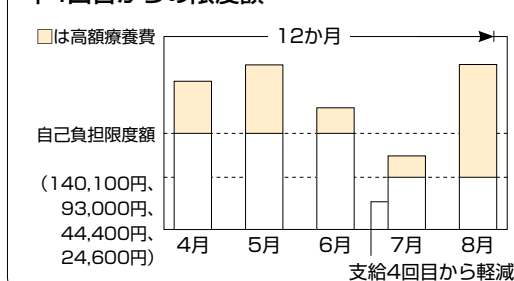
▶ 多数該当/同一世帯で高額療養費の支給を受けた月が12か月以内に3月以上

同一世帯で、当該療養月を含む12か月以内に高額療養費の支給を受けた月が3月以上あった場合は、4回目からは標準報酬月額に応じて定められた下表の額が高額療養費としてあとから払い戻されます。

多数該当の自己負担限度額

標準報酬月額 83万円以上	140,100円
標準報酬月額 53～83万円未満	93,000円
標準報酬月額 28～53万円未満	44,400円
標準報酬月額 28万円未満	44,400円
住民税非課税	24,600円

年4回目からの限度額



※70歳～74歳の人で外来のみの高額療養費の支給は、多数該当の回数から除きます(一般、住民税非課税のみ)。

▶ 特定疾病の場合

血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群、人工透析治療を行っている慢性腎不全の人は、共済組合から発行する「特定疾病療養受療証」を組合員証とともに保険医療機関等の窓口に提示することにより、病院での1か月の自己負担が10,000円(人工透析が必要な患者が70歳未満で標準報酬月額53万円以上に該当する場合は20,000円)以内ですみます。

該当する組合員または被扶養者は、共済組合に「特定疾病療養承認申請書」を提出してください。「特定疾病療養受療証」を交付します。

● 高額介護合算療養費

同一世帯の組合員または被扶養者において医療と介護の両方の自己負担がある場合に、1年間(前年8月1日から7月31日まで。「計算期間」という)にかかった医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が自己負担限度額を超えたときは、超えた額が医療、介護の比率に応じて、共済組合からは「高額介護合算療養費」として、介護保険からは「高額医療合算介護サービス費」として後で現金で支給されます。

		組合員世帯+介護保険 (70歳～74歳がいる世帯)	組合員世帯+介護保険 (70歳未満がいる世帯)
現役並み所得者 (上位所得者)		67万円 (62万円の約1.09倍)	126万円 (67万円の約1.88倍)
一般		62万円 (56万円の約1.10倍)	67万円 (56万円の約1.20倍)
低所得者	Ⅱ	31万円 (62万円の約0.50倍)	34万円 (67万円の約0.51倍)
	Ⅰ	19万円 (62万円の約0.31倍)	

<70歳未満の者の高額介護合算療養費の算定基準額>

改正後(27年8月)	
	年間の上限額
標準報酬月額83万円以上	212万円
標準報酬月額53～83万円未満	141万円
標準報酬月額28～53万円未満	67万円
標準報酬月額28万円未満	60万円
市町村民税非課税	34万円

■ 特別なサービスや先進医療を受けるとき

一部負担金の他に、保険適用部分との差額を自己負担します。

● 保険外併用療養費(差額を自己負担するとき)

共済組合の短期給付等の公的医療保険が適用となる医療と保険外の医療を併用して受けることはできませんが、法令で定める次の医療(評価療養・患者申出療養・選定療養)については併用が認められています。

この場合、保険診療と変わりのない基礎的な部分(診察、検査など)については、保険外併用療養費として、一般の保険診療と同様の給付が受けられます。

ただし、基礎的な部分との差額(保険外の部分)については、共済組合の給付対象とはならず患者が支払うことになります。

① 評価療養

将来的な保険導入のための評価を行うもの(先進医療、国内未承認薬等)

●先進医療を受けたり、国内未承認薬を使用する場合等は、保険診療と変わりのない基礎的な部分について、保険外併用療養費として保険診療が受けられます。しかし、これ以外の部分については患者が支払うことになります。

② 患者申出療養

高度の医療技術を用いた療養で、患者の申出に基づいて将来的に保険導入をするか評価されるもの

③ 選定療養

保険導入を前提としないもので、快適性・利便性に係るもの、医療機関の選択に係るもの等(差額ベッド、歯の治療、予約診療や時間外診療等)

●差額ベッド(特別療養環境室):普通室より条件のよい病室(個室、2～4人部屋など)を選んだときや長期療養でより良好な療養環境の提供を受けたときは、差額を支払うことになります。

●歯の治療:歯の治療には、使用材料ごとに一定の制約が設けられています。金合金、白金合金などの材料を使いたいときは、治療方法に応じて給付範囲の材料との差額を支払うことになります。

●予約診療や時間外診療:予約診療制をとっている病院で予約診療を受けた場合や、時間外診療を希望した場合などは、予約料や時間外加算に相当する額などは自己負担となります。

子供が生まれたとき

子供が生まれたとき

組合員または被扶養者が出産したときは、出産費または家族出産費が支給されます。

組 合 員		配 偶 者	
出産費	404,000円	家族出産費	404,000円
出産費附加金	40,000円	家族出産費附加金	40,000円

- 産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理の下で出産(死産を含み、在胎週数22週以降のものに限る)したときは、産科医療補償制度に係る保険料相当額の16,000円(16,000円に満たないときは、実質相当額)を加算した額が支給されます。
- 給付の対象となる出産には、妊娠4か月(85日)以上の胎児の早産・死産・流産も含まれます。
- 双生児を出産したときは、出産が2度あったものとして倍額が支給されます。したがって、3児以上出産した場合は、その産児ごとに1回の分娩があったものとされます。
- 退職の日まで引き続いて1年以上組合員であった者が、退職後6か月以内に出産したときは、その者に出産費が支給されます。
しかし、その者が退職後出産するまでの間に他の組合の組合員または健康保険等の被保険者の資格を取得したときは支給されません。

平成21年10月以降、窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくても済むようにすることを目的として、出産費等の医療機関等への直接支払制度が実施されています。

これにより、直接支払制度を利用する場合は、窓口で出産費用から出産費等の支給額を差し引いた額を支払うだけで済むようになります。

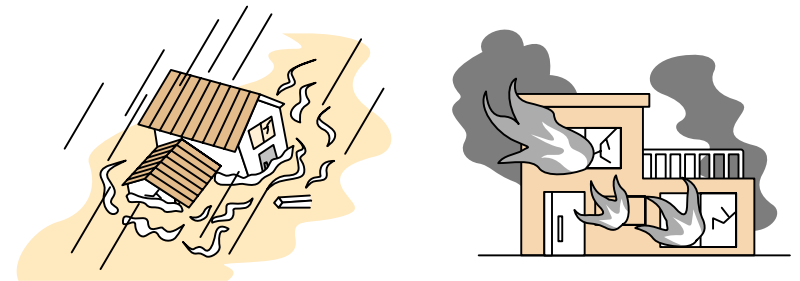
災害にあったとき

組合員または被扶養者が、水害、地震、火災およびその他の非常災害を受けた場合には弔慰金(家族弔慰金)、災害見舞金が支給されます。

非常災害で死亡したとき

組 合 員		被 扶 養 者	
弔慰金	標準報酬の月額 の1か月分	家族弔慰金	標準報酬の月額の $\frac{70}{100}$

(注)非常災害とは、火災、洪水・津波等の水害、崖崩れ、台風等の主として自然現象による天災をいいますが、その他の予測しがたい事故、たとえば脱線、衝突、墜落などの交通事故や爆発、感電など過失によらない不慮の事故も含まれます。また、死亡の原因が直接災害事故によるものに限ります。



非常災害で家財に損害を受けたとき

災害見舞金

組合員が、非常災害によって住居^{注1)} または家財^{注2)} に損害を受けたときは、その損害の程度に応じて、次の表の区分により災害見舞金が支給されます。

損 害 の 程 度		金 額	
住居および家財の全部が焼失し、または滅失したとき		標準報酬 の月額の	3月分
住居および家財の1/2以上が焼失し、または滅失したとき 住居または家財の全部が焼失し、または滅失したとき		//	2月分
住居および家財の1/3以上が焼失し、または滅失したとき 住居または家財の1/2以上が焼失し、または滅失したとき		//	1月分
住居または家財の1/3以上が焼失し、または滅失したとき		//	0.5月分
浸水によって平家屋が損害を受け、その認定が困難なとき	床上120cm以上	//	1月分
	床上30cm以上	//	0.5月分

注1) 住居とは、現に組合員が生活の本拠として居住する建造物をいい、自宅・公務員宿舎・公営住宅・借家・借間等の別を問いませんが、物置・納屋等は含まれません。

注2) 家財とは、住居以外の生活上必要な一切の財産を指しますが、山林・田畑・宅地・貸家等の不動産、現金、預貯金・有価証券および、住居狭小等の理由により他に預けている家財は含まれません。

注3) 災害見舞金の額は、住居、家財のそれぞれについて別々に算定され、それが合算されますが、最高額は標準報酬の月額の3か月分となっています。

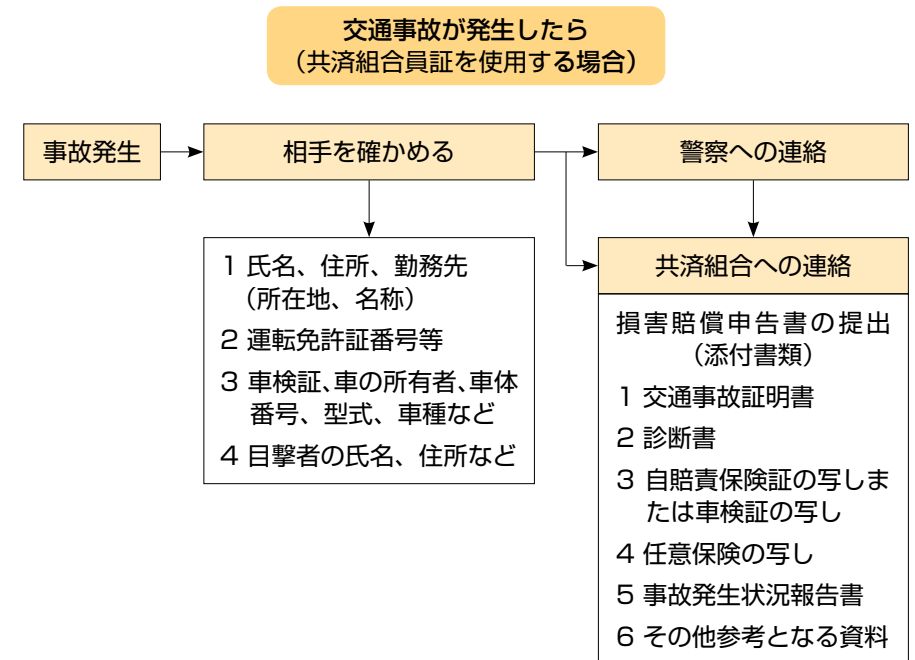
注4) 同一世帯に2人以上の組合員がいる場合は各々に支給されます。

注5) 豪雨による崖崩れ等のために立退命令を受けて、住居の移転を要する場合には、災害を受けたとみなされます。

交通事故、傷害事件など、他人（第三者）の行為によりケガなどをした場合は損害賠償となり、医療費は、加害者である第三者が負担することが原則です。

しかし、加害者との示談が長引きそうな場合は、組合員証を使って医療を受けることができます。この場合の医療費は共済組合がいったん立て替えておき、後に加害者に請求することになります。つまり、共済組合が本人に代わって加害者に損害賠償を行うわけです。

共済組合に届け出ずに勝手に示談を結んでしまうと、共済組合は示談の範囲内でしか損害賠償ができなくなってしまい、組合員から医療費を返還してもらうことにもなりかねません。示談を行う前に、必ずご自身の所属する所属所の共済担当者に相談してください。



(注) 被害者になったら、必ず相手を確認すると同時に、警察へ連絡し、医師の診断を受け、事故証明および診断書をもらってください。
そのほか、事故を目撃した人がいれば後々のために、目撃者の氏名、住所、電話番号を聞いておくことも大切です。
また、軽いケガでも、後遺症がでる場合もありますので、必ず、医師の診断を受けておきましょう。



給与が支給されないとき

組合員が公務外の原因で傷病あるいは、出産等により休職、欠勤したためその期間について給与の一部または全部が支給されない場合は、次の手当金が支給されます。ただし、その支給期間に給与の全部または一部が支給される場合は、その支給を受けた給与の額を控除した額が支給されます。

傷病手当金・傷病手当金附加金

公務外の傷病により、勤務することができない場合は、次により傷病手当金が支給されます。

給付額

標準報酬の日額は、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12か月の各月の標準報酬の月額平均額×1/22です。支給する額は、標準報酬の日額×2/3です。

(12か月に満たない場合、支給を始める日の属する月以前の平均額×1/22または支給を始める日の属する年度の前年度9月30日の全組合員平均標準報酬×1/22のいずれか少額)

給付期間

○ 傷病手当金

欠勤4日目から起算して1年6か月間（結核性の疾病については3年間）

○ 傷病手当金附加金

傷病手当金の支給期間終了後、資格を喪失するまで、または当該附加金支給開始後6か月間

※任意継続組合員は支給対象外となります。

障害共済年金等との併給調整

障害給付(障害共済年金、障害基礎年金および障害手当金)または退職給付(退職共済年金、老齢厚生年金および老齢基礎年金)を受ける場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、障害給付または退職給付が傷病手当金の額を下回る場合には、その差額が支給されます。



出産手当金

出産により勤務することができない場合は、次により出産手当金が支給されます。

給付額

※傷病手当金と同じです。

給付期間

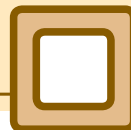
出産の日の以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日の後56日まで
出産した当日は、出産の日の以前42日（多胎妊娠の場合は98日）に含まれます。
※平成28年4月1日以降は、算定方法が変更されたため、傷病手当金の受給権がある場合、出産手当金が傷病手当金を下回れば、差額を傷病手当金から受給できます。



休業手当金

組合員が災害、結婚等で欠勤したときまたは被扶養者の病気やケガ、災害、出産等のため欠勤したときは、次により休業手当金が支給されます。

事 由	給付期間	給 付 額
被扶養者の病気・負傷	欠勤した日数	勤務できなかった期間1日につき標準報酬の日額の $\frac{50}{100}$
配偶者の出産	14日以内	
組合員の公務によらない不慮の災害 または被扶養者に係る不慮の災害	5日以内	
組合員の結婚、配偶者の死亡、祖父母、 父母、子、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母、 子およびその他の被扶養者の結婚・葬祭	7日以内	なお、傷病手当金または出産手当金を受けている期間内は支給されません。
組合員の配偶者、子供、父母であって、 被扶養者でないものの病気または負傷	所属所長が必要と認めた期間	
学校教育法による高校・大学の通信課程 に在学する組合員で面接授業を受けるため 勤務に服することができない場合	所属所長が必要と認めた期間	



死亡したとき

組合員が公務によらないで死亡したとき、または被扶養者が死亡したときは、埋葬料・埋葬料附加金または家族埋葬料・家族埋葬料附加金が支給されます。

組 合 員		被扶養者	
埋葬料	50,000円	家族埋葬料	50,000円
埋葬料附加金	50,000円	家族埋葬料附加金	50,000円

○組合員が死亡したときには、死亡当時の被扶養者で埋葬を行う者に対し支給されますが、埋葬を行うべき被扶養者がいない場合は、埋葬料および埋葬料附加金の額の範囲内で、埋葬に要した費用（埋葬に直接要した実費）が埋葬を行った者に支給されます。



育児休業手当金

組合員（任意継続組合員を除く）が育児休業をしたときに支給されます。

なお、組合員が部分休業をしたときは支給されません。

※雇用保険から育児休業給付の支給を受けることができる場合は、支給されません。

給付額

1日につき標準報酬の日額の $\frac{50}{100}$ に相当する額。180日までは、標準報酬の $\frac{67}{100}$ に相当する額を給付します。ただし、土曜日、日曜日については支給の対象となりません。

※平成22年4月1日以前に取得した育児休業に係る育児休業手当金については、従前の支給方法（標準報酬の日額の $\frac{20}{100}$ に相当する金額について、育児休業が終了した日後引き続いて6か月以上組合員であるときにまとめて支給）となります。

給付期間

育児休業をした期間（子が1歳※に達する日まで）。ただし、次の①②のいずれかの事情がある場合等は、2歳までとなります。

①保育所に入所を希望しているが入所できない場合

②子を養育している配偶者であって、1歳以降子を養育する予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

※父母がともに育児休業を取得する場合は、1歳2か月に達するまでの間の1年間（女性組合員は産後休暇を含む）



介護休業手当金

組合員が1日単位の介護休暇（介護休業）の承認を受けて勤務できなかったときに支給されます。

※雇用保険から介護休業給付の支給を受けることができる場合は、支給されません。

給付額

勤務できなかった期間1日につき標準報酬の日額の $\frac{67}{100}$ に相当する額（平成28年7月31日までに開始した介護休業はこれまでどおり $\frac{40}{100}$ を支給。）

給付期間

介護休暇（介護休業）をした期間

（組合員の介護を必要とする者の各々が、介護を必要とする1つの継続する状態ごとに、介護休暇（介護休業）の開始の日から起算して3か月を超えない期間）



退職後の医療など

退職した後は、厚生労働省第二共済組合の組合員としての資格を失います。退職後も医療費の給付等を受けるためには、再就職した就職先の健康保険等に参加する場合を除き、次のような医療保険制度に参加する必要があります。

- 厚生労働省第二共済組合の任意継続組合員となる。
- 国民健康保険に加入する。(退職者医療制度の適用を受ける場合があります。)
- 子供等が加入している共済組合や健康保険の被扶養者となる。

退職後も受給できる給付は

1年以上組合員であった者については、退職によって組合員の資格を喪失した場合でも、次のような給付を受けることができます。

● 出産

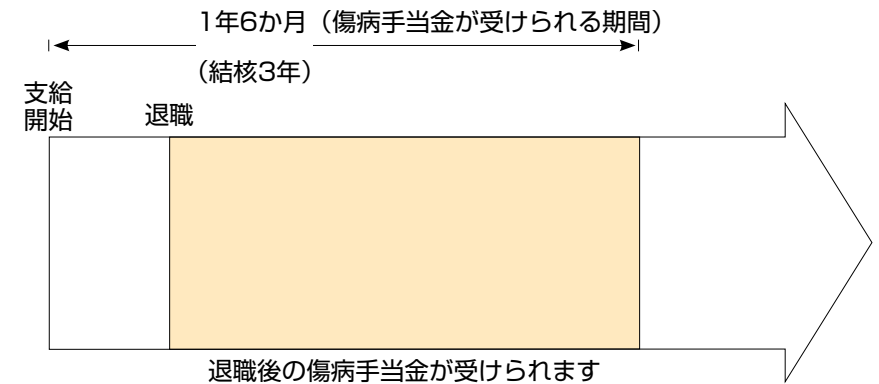
退職の日までに1年以上組合員であった者が、退職後6か月以内に出産したときは出産費が支給されます。

- 退職後6か月以内の出産でも、その間に他の共済組合の組合員または健康保険等の被保険者となったときは、支給されません。
- 組合員が退職したとき、出産手当金の受給中であつたときは、受けられるはずの所定の日数の残りの期間について手当金が受けられます。



● 休業

組合員が退職したときに、傷病手当金の受給中であつたときは、受けられるはずの所定の日数の残りの期間について手当金が受けられます。



- 1年6か月経過するまでの間に障害共済年金、障害一時金または退職および老齢を事由とする年金給付を受けることができるときは(傷病手当金の日額-当該障害年金等の日額換算額)×日数の額が支給されます。

● 死亡

組合員(在職期間1年未満も含みます。)が退職後3か月以内に死亡したときは、埋葬料が支給されます。

- 退職後、他の共済組合の組合員または健康保険等の被保険者になったときは、支給されません。

任意継続組合員になるには

資格の取得

退職日の前日まで継続して1年以上組合員であった者が、退職したあとも引き続き短期給付（一定の給付を除く）および福祉事業の一部の適用を受けることを希望するときは、2年間を限度として、任意継続組合員になることができます。

掛金

任意継続掛金は、掛金の基礎となる標準報酬の月額に $\frac{79.30}{1000}$ を乗じた額と、介護掛金（40歳以上）として標準報酬の月額に $\frac{15.52}{1000}$ を乗じた額を毎月納めることとなります。また、一定期間分を前納することもできます。

「掛金の基礎となる標準報酬の月額」は次のいずれか少ない額です。

- ① 退職時の標準報酬の月額
- ② 毎年9月30日における、厚生労働省第二共済組合の全組合員の平均標準報酬の月額（令和元年9月30日現在 440,000円）

短期給付

任意継続組合員に対して行われる短期給付は、組合員が受ける療養の給付、保険外併用療養費、療養費、高額療養費、家族療養費、出産費、埋葬料等について同様に受けられます。

国民健康保険に加入するには

国民健康保険は、国民健康保険法に基づいて市区町村が行う医療保険です。したがって、国民健康保険の保険給付および保険料の徴収は地域行政のもとで行われるので、加入手続きも居住地の市区町村役場で行うことになります。

加入手続きなど

① 加入資格

国民健康保険の被保険者資格は、届出の日からではなく共済組合や会社の健康保険の被保険者資格を失った日からです。

② 加入手続き

組合員資格を失った日から14日以内に市区町村役場の国民健康保険課に加入届を提出します。

③ 保険料

保険料の算定方法は、被保険者の所得、資産、その地域の被保険者数による均等割、世帯別平等割などからそれぞれの保険料を計算します。

④ 給付

医療費の給付は、通院・入院ともに7割（自己負担3割）です。

⑤ 退職者医療制度

国民健康保険に加入した場合の特例で、退職者医療制度の加入手続きを要する人もいます。詳しくは、国民健康保険加入手続きの際に市区町村役場にお尋ねください。



第3章

長期給付

- ・長期給付のあらまし
- ・給付の種類と受給要件

子供などの被扶養者になるには

退職後、任意継続組合員、国民健康保険等の被保険者とならないときは、子供等が加入している保険制度の被扶養者になる手続きをしてください。

なお、被扶養者になるには共済組合の場合と同様に、所得などについての限度があります。

再就職したときは

再就職すると、勤務先が「健康保険」の適用事業所になっているときは、健康保険に加入することになります。

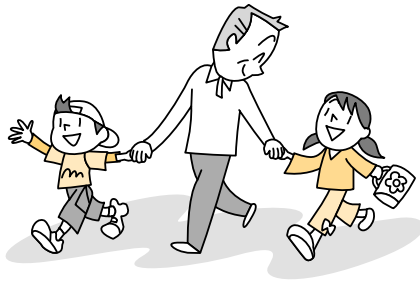
再就職先が「健康保険」に加入していない場合は、共済組合の任意継続組合員になるか、市区町村の国民健康保険に加入することになります。



長期給付のあらまし

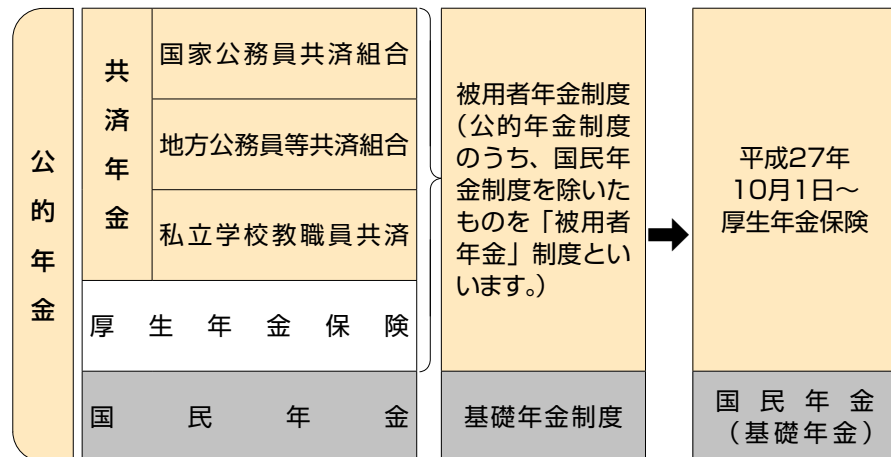
長期給付とは、組合員が退職したり、障害の状態になったとき、死亡したときに組合員や家族の生活の安定を図るために年金等の給付を行う事業です。

なお、給付事由が発生してから5年以内に給付請求を行わないと時効により権利が消滅しますので注意してください。



公的年金制度の区分

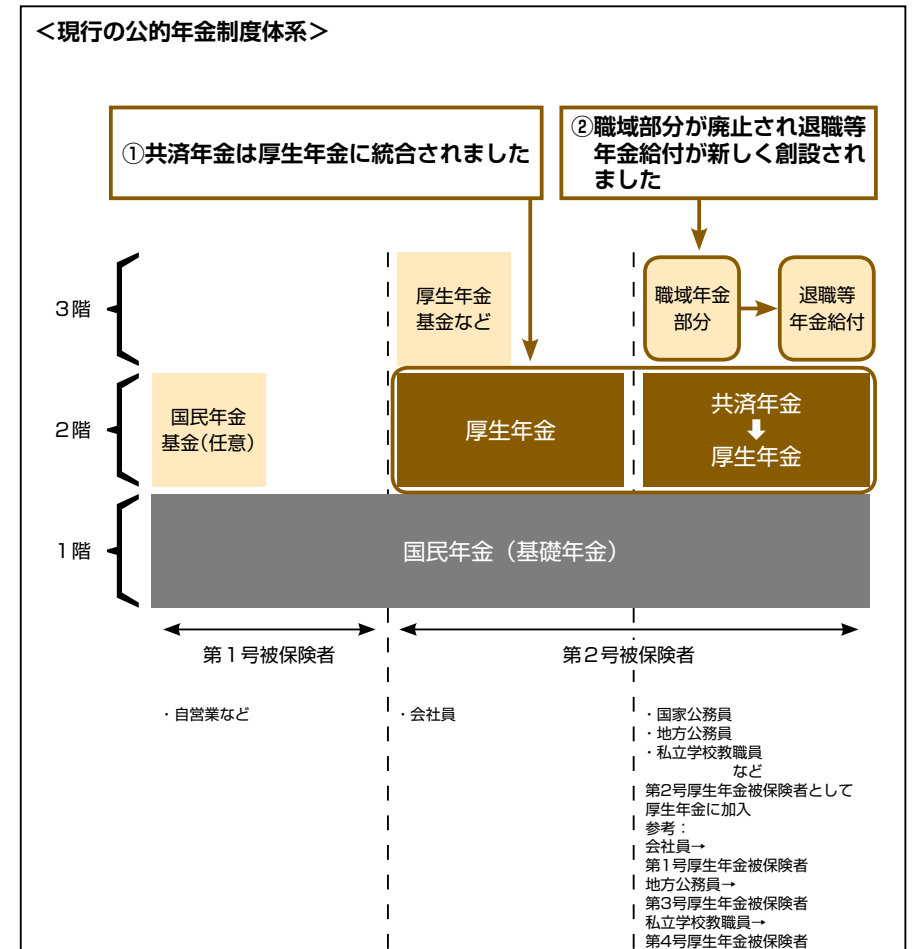
わが国の公的年金制度は、それぞれいろいろな経過を経て今日を迎えています。が、平成27年10月1日から被用者年金制度の一元化により、各被用者年金制度は厚生年金保険に統合され、これまでは3種類（5制度）でしたが、現在は下図のように2種類に分かれています。



被用者年金の一元化について

会社員と公務員の年金制度の公平性・安定性を確保することを目的に、平成27年10月より、共済年金は厚生年金に統一され、平成27年10月1日から公務員や私学教職員も厚生年金保険に加入することになりました。

国家公務員共済組合の組合員は第2号厚生年金被保険者になります。



① 共済年金は厚生年金に統合

2階部分（共済年金）が厚生年金に統合されました。共済年金と厚生年金の制度的な差異は基本的に厚生年金にそそえることで解消されることになります。変更点は以下のとおりです。一部は経過措置として現行のまま存続します。

- ・被保険者の年齢制限が設置されます。

年齢制限：70歳まで

- ・未支給年金の支給範囲が変更されます。

死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、（年金機能強化法により甥姪など3親等内の親族にも拡大）

- ・在職中に受給する退職年金の停止基準が見直しされます。

老齢厚生年金受給者が厚生年金被保険者となった場合、
 ●65歳まで：（賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部または全部を支給停止
 ●65歳以降：（賃金＋年金）が47万円を超えた場合、年金の一部または全部を支給停止

- ・障害給付の支給要件に保険料納付要件が追加されます。

保険料納付要件：初診日の前々月までの保険料納付済期間および
 保険料免除期間を合算した期間が2/3以上必要

- ・遺族年金の転給制度が廃止されます。

先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない

※女子の支給開始年齢については、経過措置として現行のまま存続します（P.64参照）。

② 退職等年金給付（年金払い退職給付）の創設

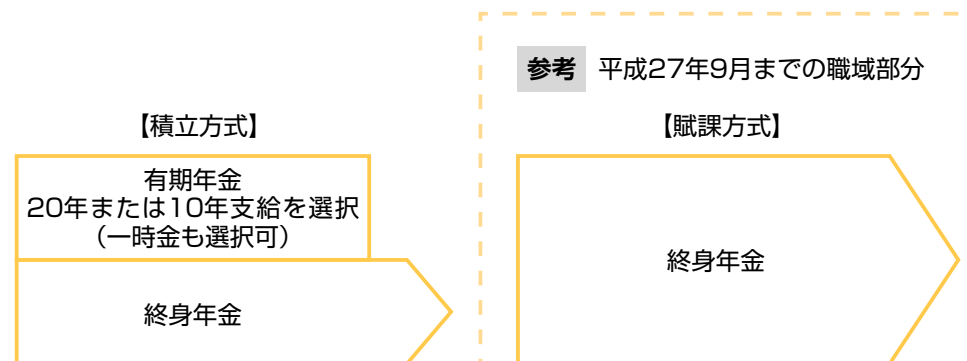
3階部分（職域年金部分）は廃止され、新たに退職等年金給付（年金払い退職給付）が創設されました。退職年金（年金払い退職給付）の概要は以下のとおりです。

- ・退職年金のうち、半分は【有期退職年金】、半分は【終身退職年金（65歳支給、60歳まで繰上げ可能）】です。
- ・【有期退職年金】は、10年支給と20年支給から選択できます（一時金の選択も可能）。
- ・本人死亡時は、【有期退職年金】の残余部分を遺族に一時金として支給します。【終身退職年金】は終了します。
- ・公務に基づく負傷または病気により障害の状態になった場合や死亡した場合は、公務上障害・遺族年金を支給します。
- ・保険料率は法定（労使あわせて1.5%）の上限があります。

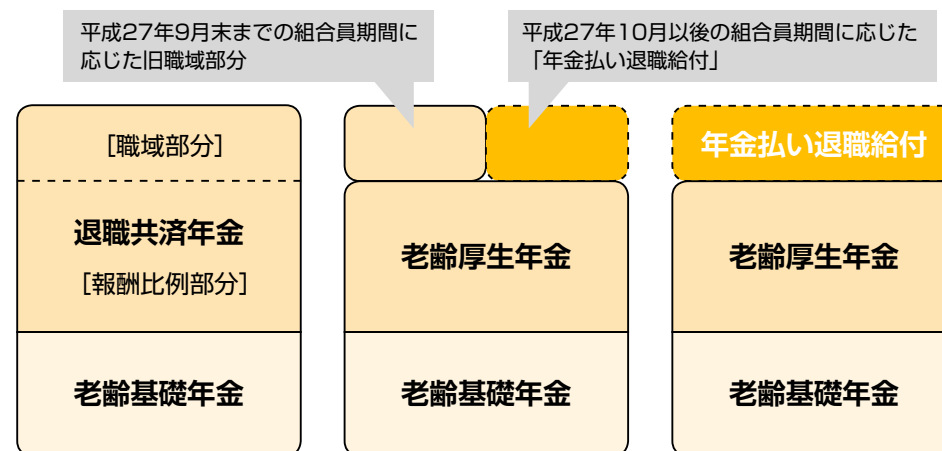
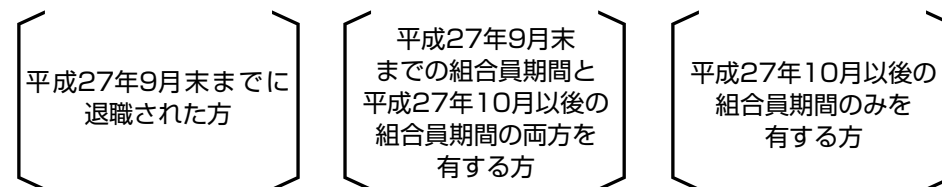
※平成27年9月30日までに受給権が発生する方については、平成27年10月以降も加入期間に応じた「職域年金部分」が支給されます。（職域部分と年金払い退職給付の両方が支給されます）

※未裁定者には経過措置があります。

「年金払い退職給付」のイメージ



● 制度移行期間中の給付イメージ





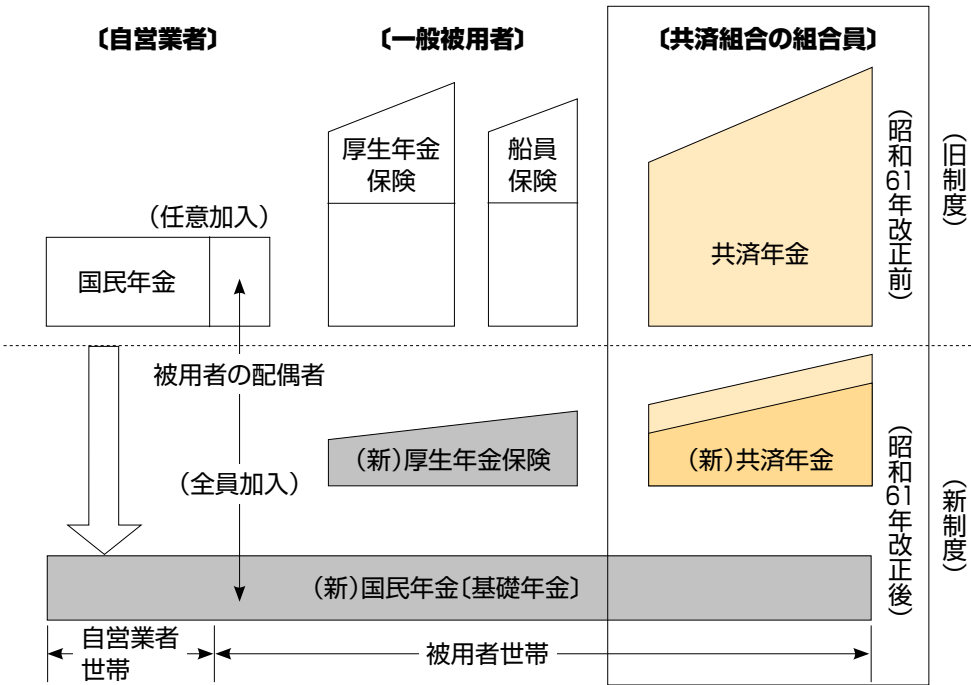
基礎年金制度導入による新共済年金制度の実施

昭和61年4月1日から、各公的年金制度について一斉に現在の新年金制度が発足しました。その結果、同日以後の新国民年金制度は、それまでの自営業の方達ばかりでなくサラリーマンやその被扶養配偶者にも適用を拡大し、全国民に共通の「基礎年金」を支給する制度に変わりました。

また、共済年金や厚生年金保険の被用者年金制度についても、この国民年金の改正に合わせて改正が行われ、年金制度のしくみが大幅に変更されました。

これにより、同日以後は、

- 共済組合の組合員やその被扶養配偶者にも新国民年金制度が適用されていますので、組合員の方は、共済年金とともに国民年金にも加入することになり、同時に2つの年金制度の適用を受けることになっています。
- したがって、共済年金は、国民年金の上乗せとしての報酬比例の年金を支給する制度になりました。



国民年金の被保険者

- (1) 第1号被保険者…国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者および学生等（次の第2号・第3号被保険者に該当しない者）
- (2) 第2号被保険者…共済組合の組合員および厚生年金保険の被保険者（いずれも65歳未満）
- (3) 第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者



被保険者の届出

組合員本人は自動的に第2号被保険者となりますが、被扶養配偶者が第3号被保険者の資格を取得あるいは喪失する場合や変更がある場合には、共済組合を経由して各年金事務所に届出をすることになります。

また、組合員が退職等により第1号被保険者となった場合には住所地の市区町村に届出をする必要があります。

事由	内 容	届出事由	届出先
就 職	20歳以上の方が初めて就職し、国家公務員になったとき	第1号→第2号(本人)	本人の勤務先
異 動	本人が国家公務員から地方公務員になったとき、またはその逆のとき（他の制度の共済組合へ異動した場合）	第3号→第3号(配偶者)	本人の新しい勤務先
結 婚 等	本人が結婚退職し、被扶養配偶者となったとき	第2号→第3号(本人)	配偶者の勤務先
	本人が自営業者等の方と結婚し、その方を被扶養配偶者としたとき	第1号→第3号(配偶者)	本人の勤務先
退 職	本人が退職し、自営業者等になったとき	第2号→第1号(本人) 第3号→第1号(配偶者)	市区町村の年金窓口
	本人が退職し、引き続き民間会社へ再就職したとき	第3号→第3号(配偶者)	本人の新しい勤務先
その他	本人（または配偶者）は、共働きしていたが、退職して被扶養配偶者となったとき	第2号→第3号 (本人(または配偶者))	配偶者（または本人）の勤務先
	配偶者の収入が増加し、被扶養配偶者でなくなったとき	第3号→第1号（配偶者） 第3号→非該当（配偶者）	市区町村の年金窓口 本人の勤務先

これらの届出をしなかったり遅れたりすると、保険料未納期間となり、将来年金を受けられなくなったり、年金額が少なくなったりすることがありますので、忘れずに届出を行ってください。

(注) 第3号被保険者に関する届出は、第2号被保険者である配偶者が所属する共济組合または勤務先（事業主）で行います。

● こんな場合も届出を

項 目	内 容	必要なもの
引っ越したら	住所・氏名が変わったとき 住民票の届出と同時に届出を	印鑑、年金手帳
退職したら	厚生年金・共济組合をやめたとき 扶養している配偶者がいる者は合わせて届出を	印鑑、本人・配偶者の年金手帳、退職証明書
就職したら	厚生年金・共济組合に加入したとき（第2号被保険者へ） 扶養している配偶者のいる者はサラリーマンの妻の届出を	印鑑、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証等
結婚したら	厚生年金・共济組合の加入者の扶養になったとき	印鑑、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証等
転職したら	第3号被保険者の配偶者が会社などを変わったとき 厚生年金→厚生年金 厚生年金→共济組合 共济組合→共济組合	印鑑、本人・配偶者の年金手帳、 転職の証明書類、 健康保険証等
収入が増えたら	厚生年金・共济組合の加入者の扶養からはずれたとき	印鑑、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証等

● 基礎年金番号

年金の加入資格が発生した際に、各公的年金制度を通じて共通化した年金番号が基礎年金番号として付番されます。この番号は加入制度を異動しても変わらない生涯不変の一人一番号とされています。

基礎年金番号の導入によって、各制度を通じて加入記録を把握できることから、年金相談や年金裁定が的確・迅速に行えることとなりました。また、制度間での併給調整などの不徹底により生じていた年金の過払いの発生が防止できます。

■ 長期給付の種類

● 共济組合からの給付

老齢給付	老齢厚生年金	原則として、組合員期間等が25年以上で、かつ、60歳以降支給年齢に達したとき
障害給付	障害厚生年金	在職中に病気やケガにより、一定程度の障害の状態になったとき
	障害手当金	公務によらない病気やケガで退職した場合に軽度の障害の状態にあるとき
遺族給付	遺族厚生年金	在職中または退職後に死亡したとき

※一元化前の平成27年10月より前に受給権が発生した方の年金については、従来どおり、退職共济年金等を受け取ることとなります（以降のページも同様です）。

● 国民年金からの給付（基礎年金）

老齢給付	老齢基礎年金	保険料納付期間などが10年以上ある者が65歳になったとき
障害給付	障害基礎年金	初診日前に保険料納付済期間などが加入期間の3分の2以上ある者が、障害等級1級または2級に該当する障害者になったときなど
遺族給付	遺族基礎年金	被保険者または老齢基礎年金受給権者が死亡したときで、その者に扶養されていた18歳の誕生日以後の最初の3月31日までの間の子がいるときなど

給付の種類と受給要件

特別支給の老齢厚生年金（65歳に達するまでの支給）

受給要件

2号厚生年金被保険者期間があり、年齢が65歳未満の者が次の①～③のすべての条件に該当するとき支給されます。

- ① 60歳以降支給年齢に達していること
- ② 1年以上の厚生年金被保険者期間（第2号以外の他の種別の期間を含む）があること
- ③ 国民年金法による保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間（以下「保険料納付済期間等」という）が10年以上あること（H29.8.1改正）

（注1）支給年齢については、昭和28年4月2日以降に生まれた方から段階的に引き上げられます。また、昭和36年4月2日以降に生まれた方については、特別支給の老齢厚生年金の支給はありません。

生年月日	年齢	生年月日	年齢
昭28.4.2～30.4.1	61歳	昭和32.4.2～34.4.1	63歳
昭30.4.2～32.4.1	62歳	昭和34.4.2～36.4.1	64歳

（注2）被保険者期間等とは、公的年金制度に加入していた期間（一元化前の共済組合の組合員期間、国民年金や厚生年金保険の被保険者期間）を合算した期間をいいます。

（注3）平成29年8月1日に受給資格期間を25年から10年に短縮する措置が施行されたことにより、同日以降に適用される要件については「保険料納付済期間等が25年以上であること」から「保険料納付済期間等が10年以上であること」に改正されました。

なお、同日前に年齢要件を満たしている者の受給要件を判定する場合は、従来どおり「保険料納付済期間等が25年以上であること」が適用されますが、この特例として昭和31年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて厚生年金の被保険者期間の年数が下表の年数以上である時は保険料納付済期間等が25年以上であるとみなされます。

生年月日	年数	生年月日	年数
～昭27.4.1	20年	昭和29.4.2～30.4.1	23年
昭和27.4.2～28.4.1	21年	昭和30.4.2～31.4.1	24年
昭和28.4.2～29.4.1	22年		

本来支給の老齢厚生年金（65歳からの支給）

受給要件

2号厚生年金被保険者期間を有する者が次の①～②のすべての条件に該当するとき支給されます。

なお、厚生年金に併せて老齢基礎年金が支給されます。

- ① 65歳に達していること
- ② 保険料納付済期間等が10年以上あること（H29.8.1改正）

加給年金額

① 支給要件

次の要件を満たすときに年金額に加算されます。

- (a) 年金額の算定の基礎となる被保険者期間が20年以上であること。
- (b) 受給権者が老齢厚生年金の権利を取得した当時、その者によって生計を維持していた配偶者（届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）または子がいること。

生計を維持していた者とは、受給権者が老齢厚生年金の権利を取得した当時、その者と生計を共にしていた者のうち、年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のものをいいます。

- (c) 配偶者については65歳未満であること。（受給権者または配偶者が大正15年4月1日以前の生まれである場合には65歳以後も可。）
- (d) 子については、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にあるか、または20歳未満で障害の等級が1級または2級に該当していること。

② 支給の停止

次のいずれかに該当するときは、加給年金額の支給は停止されます。

- (a) 配偶者自身が、被用者年金制度から平成27年10月より前に受給権を取得した老齢厚生年金や退職共済年金（加入期間が20年以上のものか、20年以上あるとみなされるものに限り）を受けているとき、平成27年10月以後に受給権を取得した1号から4号の老齢厚生年金を受けていて、年金の計算基礎となっている期間（2以上の年金を受けているときは合算した期間）が20年以上であるか、または、20年以上あるとみなされるとき、配偶者自身が、公的年金制度から障害（厚生）年金、障害基礎年金を受けているとき。
- (b) 受給権者が他に加給年金額が加算された老齢厚生年金の支給を受けているとき。（最も長い厚年期間に係る老齢厚生年金に加算される）

(c) 受給権者が特例支給開始年齢未満であるとき。

③ 失権

加給年金額の支給対象となっている配偶者や子が次に該当したときは、加給年金額は加算されなくなり、年金額が改定されます。

- (a) 死亡したとき。
- (b) 受給権者によって生計を維持されなくなったとき。
- (c) 配偶者が離婚したとき。
- (d) 配偶者が65歳に達したとき。(配偶者が65歳に達すると配偶者自身の老齢基礎年金を受けることになります。)
- (e) 子が養子縁組によって受給権者の配偶者以外の者の養子となったとき。
- (f) 養子縁組による子が離縁したとき。
- (g) 子が婚姻をしたとき。
- (h) 子が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。
- (i) 20歳前の1級または2級の障害状態にある子について、その事情がなくなったとき。
- (j) 20歳前の1級または2級の障害状態にある子が20歳に達したとき。(子が20歳に達すると、自分自身の障害基礎年金を受けることになります。)

老齢基礎年金

受給要件

次の要件をすべて満たした者に支給されます。

- ① 国民年金の加入期間（受給資格期間）が10年以上ある
- ② 65歳に達していること

(注) 受給資格期間とは、一元化前の共済年金の組合員期間、厚生年金の被保険者期間、国民年金のみの加入期間、昭和61年3月31日以前の国民年金制度に任意加入しなかった期間等を合算した期間で、原則として国民年金制度が発足した昭和36年4月以降の期間が対象となります。

年金額

20歳から60歳までの40年間、保険料を納めた場合で年額781,700円（令和2年度）です。なお、昭和16年4月1日以前に生まれた者は、特例で25年～39年の加入期間（国民年金加入可能年数）があれば、40年間加入したものとして、781,700円が支給されます。

老齢厚生年金 の額の推移

老齢厚生年金の額は、生年月日に応じて次のようになります。

61歳	65歳	
	加給年金額	
報酬比例額※	報酬比例額※	
	老齢基礎年金（本人） 基礎年金（配偶者）	
62歳	65歳	
	加給年金額	
報酬比例額※	報酬比例額※	
	老齢基礎年金（本人） 基礎年金（配偶者）	
63歳	65歳	
	加給年金額	
報酬比例額※	報酬比例額※	
	老齢基礎年金（本人） 基礎年金（配偶者）	
64歳	65歳	
	加給年金額	
報酬比例額※	報酬比例額※	
	老齢基礎年金（本人） 基礎年金（配偶者）	
65歳	65歳	
	加給年金額	
報酬比例額※	報酬比例額※	
	老齢基礎年金（本人） 基礎年金（配偶者）	

昭和28年4月2日～
昭和30年4月1日生まれの方
(61歳から受給)

昭和30年4月2日～
昭和32年4月1日生まれの方
(62歳から受給)

昭和32年4月2日～
昭和34年4月1日生まれの方
(63歳から受給)

昭和34年4月2日～
昭和36年4月1日生まれの方
(64歳から受給)

昭和36年4月2日以後の生まれの方
(65歳から受給)

※平成27年9月末までの組合員期間と平成27年10月以後の組合員期間の両方を有する方は、平成27年9月末までの組合員期間に応じた旧職域部分と平成27年10月以後の組合員期間に応じた年金払い退職給付の両方を連合会から受給します。平成27年10月以後の組合員期間のみを有する方は、組合員期間に応じた年金払い退職給付を連合会から受給します。

● 配偶者の年金

被用者年金に加入している者の被扶養配偶者は、国民年金第3号被保険者として取り扱われます。その結果、65歳から老齢基礎年金が支給されることになります。

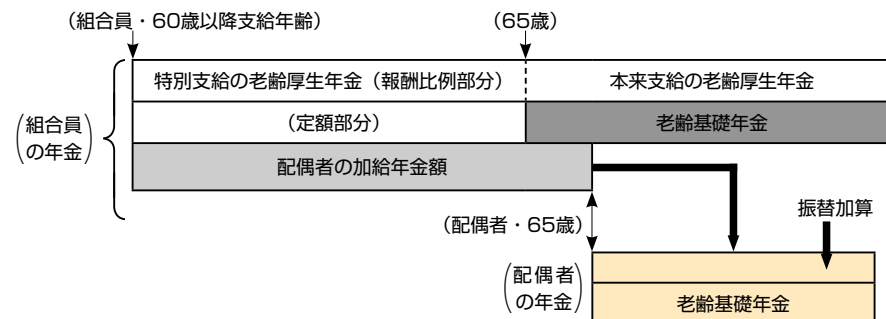
1 公務員の被扶養配偶者（第3号被保険者）の国民年金保険料

- 国民年金の保険料は、自営業の者や学生など（第1号被保険者）は個人で負担をしなければなりません。共済組合で認定されている被扶養配偶者（第3号被保険者）は、共済組合が拠出することとなっていますから、個人で負担する必要はありません。

2 配偶者の老齢基礎年金額と振替加算

- 公務員の配偶者の老齢基礎年金は、昭和61年4月前の旧国民年金に加入していた期間（被扶養配偶者としての任意加入期間を含みます。）と昭和61年4月以後の第3号被保険者としての加入期間とを合算した期間により年金額を計算し、満65歳になったら支給されます。
- 老齢基礎年金は、原則として40年加入で最高781,700円（令和2年度）の年金が支給されますが、年齢や保険料を納めた期間などによって年金額も異なっており、昭和16年4月1日以前に生まれた者は、特例で25年～39年の加入期間（国民年金加入可能年数）があれば、40年加入したものとして最高額781,700円が65歳から支給されます。
- 組合員の老齢厚生年金の加給年金の対象となっていた配偶者が、65歳に達すると、配偶者自身が老齢基礎年金を受けることになりますから、この時点で組合員の年金についていた加給年金は、支給が打ち切られることになります。しかし、国民年金に任意加入していなかった配偶者や高齢の配偶者は、老齢基礎年金の年金額が低額になってしまいますので、一定年齢以上の配偶者には特例として、組合員の年金についていた加給年金が、配偶者が受ける老齢基礎年金に振替えられます。これを「振替加算」と呼んでいます。

夫婦で受ける年金の形態を図で表すと次のようになりますが、配偶者への振替加算額は、当分の間の特例として設けられているもので、年齢に応じた額となっており、昭和41年4月1日までに生まれた配偶者に支給されることになっています。



■ 繰上げ支給の老齢厚生年金

● 受給要件

繰上げ支給の老齢厚生年金は、次の条件を満たしているときに、支給開始年齢（67頁）に達する前に請求することができます。

- ・ 繰上げ支給の老齢厚生年金は、請求日（繰上げ請求書の受付日）の翌月分から支給されます（請求月以前に遡って支給されることはありません。）
- ・ 繰上げ請求を行うと年金は生涯減額となります。
- ・ 老齢基礎年金も同時に繰上げなければなりません。
- ・ 老齢厚生年金と老齢基礎年金は減額率が異なります。
- ・ 他の種別の厚年期間がある場合は、すべて同時に繰上げ請求をしなければなりません。
- ・ 繰上げ支給の老齢厚生年金を請求すると、将来、障害者特例や長期加入者特例が適用されません。
- ・ 繰上げ支給の老齢基礎年金を請求すると、将来、事後重症による障害厚生年金や障害基礎年金などの請求はできません。

【昭和28年4月2日から36年4月1日までの間に生まれた者】

- ① 60歳に達していること
- ② 1年以上の厚生年金被保険者期間を有すること
- ③ 保険料納付済期間等が10年以上あること（H29.8.1改正）
- ④ 現在国民年金に任意加入していないこと

【昭和36年4月2日以後に生まれた者】

- ①60歳に達していること
- ②保険料納付済期間等が10年以上あること（H29.8.1改正）
- ③現在国民年金に任意加入していないこと

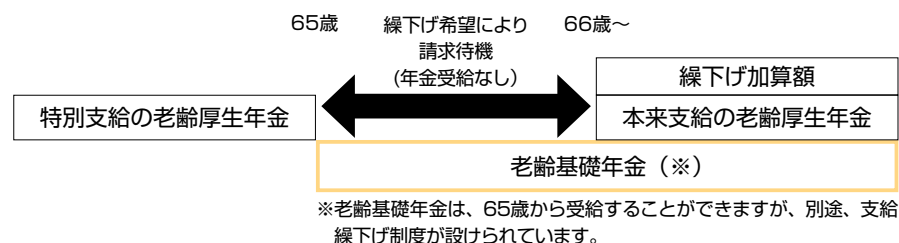
老齢厚生年金の繰下げ支給制度

今後、高齢者の就労（引退年齢）がさらに進んでいくことが見込まれる中で、実際に引退した後から年金を受給したいという需要に応じられるよう、本来支給の老齢厚生年金の支給開始年齢を繰下げて受給できるしくみとして「老齢厚生年金の繰下げ支給制度」が導入されています。

通常は65歳で「本来支給の老齢厚生年金」の受給権を取得しますので、その後66歳になるまでの間に、この年金を請求していなければ繰下げ支給の申出を行うことができます。

また、2号老齢厚生年金以外に他の種別の老齢厚生年金の受給権を有しているときは、これらの年金を同時に繰下げ申出を行わなければなりません。

なお、70歳に達した後に繰下げの申出を行った場合は、原則として70歳の時点で繰下げ申出があったものとみなして、70歳到達月の翌月から受給することになります。



離婚時における年金の分割制度について

厚生年金制度（平成27年10月1日前の共済年金制度を含みます）に加入されている方、または加入されていた方が離婚等をした場合に、年金に係る標準報酬等を当事者間で分割することができる制度（離婚時における年金分割制度）が設けられています。

※平成27年10月1日に施行された被用者年金一元化により、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合および私立学校教職員共済の各共済年金制度は厚生年金制度に統一されたため、離婚時の年金分割は、当事者が婚姻期間中に加入したすべての厚生年金の標準報酬等を合算して行うことになります（1ヵ所の機関に年金分割請求を行うと、すべての厚生年金の標準報酬等を合算して年金分割が行われます）。

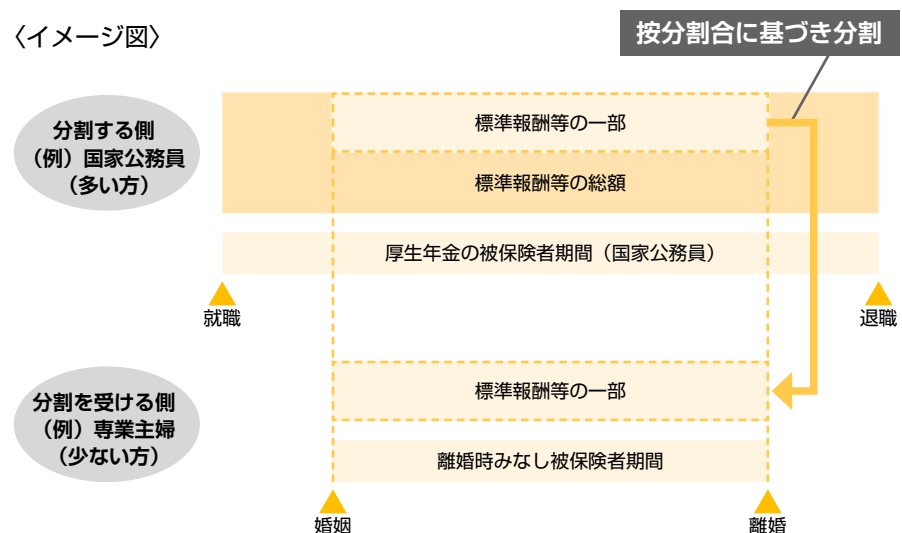
基本的なしくみ

年金分割制度には、「合意分割制度」（平成19年4月1日から実施）と「3号分割制度」（平成20年4月1日から実施）があり、次のようなしくみになっています。

合意分割制度

合意分割制度は、平成19年4月1日以後に成立した離婚等を対象として、離婚等をした当事者間の合意または裁判手続きにより按分割合を定めた場合に、当事者の二人またはその一人からの請求によって、婚姻期間中の標準報酬等（保険料の算定の基礎となった標準報酬月額および標準賞与額をいいます）を当事者間で分割することができる制度です。

〈イメージ図〉

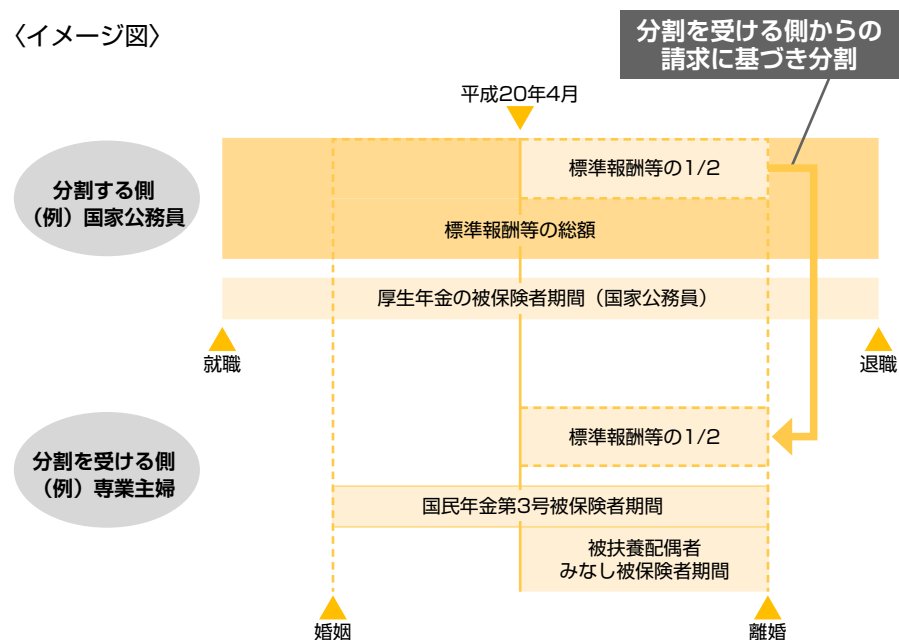


3号分割制度

3号分割制度は、平成20年5月1日以後に成立した離婚等を対象として、被扶養配偶者（平成20年4月以後において国民年金第3号被保険者であった方に限られます）からの請求によって、平成20年4月以後の特定期間（相手方の年金加入中において被扶養配偶者が国民年金第3号被保険者であった期間をいいます）中の標

準報酬等(保険料の算定の基礎となった標準報酬月額および標準賞与額をいいます)をそれぞれ2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

〈イメージ図〉

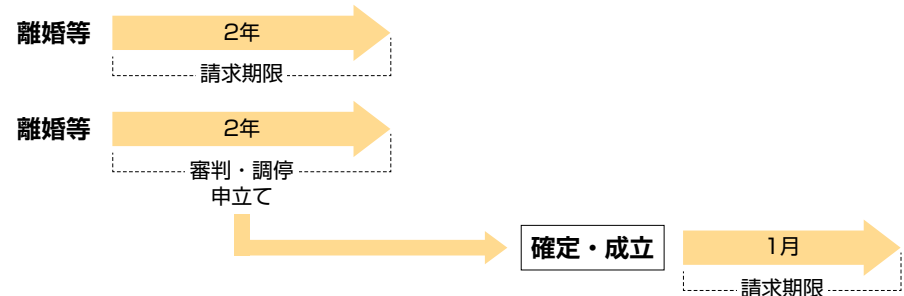


● 請求の期限

年金分割の請求は、原則、次に掲げる日の翌日から起算して2年を経過した場合には行うことができません。

1. 離婚が成立した日
2. 婚姻が取り消された日
3. 事実婚関係が解消したと認められる日（事実婚期間から引き続く法律婚期間を有する場合を除く）

離婚から2年を経過するまでの間に、年金分割の按分割合に関する審判または調停の申立てを行っている場合には、請求期限の2年を経過した後であっても、当該審判が確定した日または調停が成立した日の翌日から起算して1月を経過する日までであれば、請求することができます。



(注) 分割のための合意または裁判手続きによる按分割合を決定した後、分割手続き前に当事者の一方が亡くなった場合は、死亡した日から起算して1月以内に限り分割請求が認められます。

■ 障害厚生年金

● 受給要件

障害厚生年金は、2号厚生年金被保険者または当該被保険者であった者が次の①～③のいずれかに該当し、かつ、保険料納付要件*を満たしているときに支給されます。

*初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が全体の2/3以上あること。ただし、令和8年4月1日前に初診日がある場合は、この要件を満たさなくても初診日の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ該当します。

● 分割による効果

年金分割制度は、婚姻期間中の標準報酬等を当事者間で分割できる制度であるため、当事者の一人が老齢厚生年金または退職共済年金を受給している場合であっても、単に受給している年金の額を分割し、相手方に対して、分割された年金の一部を支給するものではありません。

- 分割を受けた標準報酬等については、受けた方の老齢厚生年金等の受給資格に応じた年金に反映することができます。
- 分割を受けても、受けた方ご自身が年金の受給要件を満たすまでは、当該年金は受給できません。また、分割を行った方が、その後死亡しても、分割を受けた方の年金には影響しません。
- 分割による標準報酬等が反映される部分は、年金額のうちの報酬比例部分（ただし、職域加算額については、平成27年9月までの加入期間に係る部分）に限られ、いわゆる「1階部分」にあたる定額や基礎年金には影響しません。

- ①初診日において2号厚生年金被保険者であった者が、障害認定日（初診日から1年6月を経過した日またはその前に症状が固定もしくは治癒したときはその日。以下同じ）に障害の等級が1級から3級までの状態にあるとき。
- ②初診日に2号厚生年金被保険者であり、障害認定日に3級以上の障害等級に該当しなかった方が、同一傷病により、その後65歳に達する日の前日までの間に3級以上の障害等級に該当し、請求したとき。
- ③2号厚生年金被保険者である間に初診日のある傷病と、2号厚生年金被保険者となる前にあった他の障害とを併合して2級以上の障害の状態になったとき。

加給年金額

障害の等級が1級または2級の障害厚生年金について、その方によって生計を維持されている65歳未満の配偶者（子は除かれます）がいるときに加算されます。

障害手当金

受給要件

初診日から起算して5年を経過する日までの間に傷病が治癒した日において、次の①から③のすべての条件に該当するとき。

- ①初診日に2号厚年被保険者であること
- ②障害厚生年金が受けられるより軽い程度の障害の状態にあること
- ③治癒した日において、次のいずれの事項にも該当していないこと
 - a 年金たる保険給付の受給権者であるとき（障害状態に該当しなくなった日から起算して3年を経過している障害厚生年金（現に支給停止中）の受給権者を除く）
 - b 公的年金制度から何らかの年金を受けることができる（障害状態に該当しなくなった日から起算して3年を経過している障害基礎年金（現に支給停止中）の受給権者を除く）
 - c 国家公務員災害補償法等による障害補償等を受けることができる

障害基礎年金

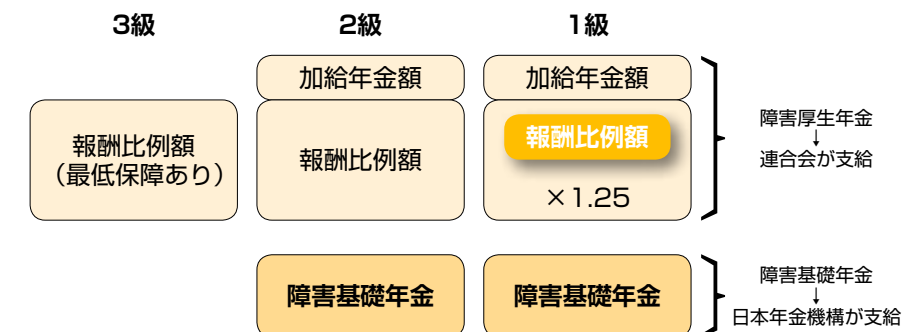
受給要件

障害の等級が1級または2級に該当したときは、原則として国民年金法による「障害基礎年金」が合わせて支給されます。なお、障害の等級が3級のときは、障害厚生年金のみが支給されます。

子の加算額

障害基礎年金の額には、その方によって生計を維持されている18歳未満（18歳に達した年度末まで）の子、または20歳未満で障害の等級が1級、2級に該当し、かつ、婚姻していない子がいるときは、次の加算額が加算されます。

なお、障害基礎年金の受給権が発生した時点で、加算額の対象となる子がいなくても、その後、出生等により加算の要件を満たすことになった場合は、加算されます。



遺族厚生年金

受給要件

2号厚生年金被保険者または当該被保険者であった者が、次の①～④のいずれかに該当したときに、その者の遺族に支給されます。ただし、①と②については、保険料納付要件^{*}を満たしていることが必要となります。

※死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が全体の2/3以上あること。ただし、令和8年4月1日前に死亡した場合は、この要件を満たさなくても死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ該当します。

- ①2号厚生年金被保険者の方が死亡したとき。
- ②2号厚生年金被保険者期間を有する者であった間に初診日がある傷病により、2号厚生年金被保険者の資格を喪失した後（退職後）、その初診日から5年以内に死亡したとき。
- ③障害厚生年金または障害共済年金（1級、2級）の受給権者が死亡したとき。
- ④保険料納付済期間等が25年以上の方または老齢厚生年金等の受給権者の方が死亡したとき。

（注）①から③を「短期要件」といいます。

④を「長期要件」といいます。

● 遺族の範囲および順位

遺族厚生年金を受けることができる遺族は、2号厚生年金被保険者または2号厚生年金被保険者であった方の死亡当時、その方によって「生計を維持していた方」で、遺族の順位は次のとおりです。

- ①配偶者（夫は55歳以上に限る）
- ②子
- ③父母（配偶者または子が受給権を取得したときは遺族非該当）
- ④孫（配偶者、子または父母が受給権を取得したときは遺族非該当）
- ⑤祖父母（配偶者、子、父母または孫が受給権を取得したときは遺族非該当）

（注）

- 1. 夫、父母または祖父母は55歳以上の方となります。
- 2. 子や孫については、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にあるか、又は20歳未満で障害の等級が1級または2級に該当し、かつ、現在婚姻していない方となります。
- 3. 夫、父母、祖父母は60歳以降の支給となります。

※ただし、夫が遺族基礎年金を受けることができるときは、支給停止にはなりません。

【生計を維持していた方】

生計を維持していた方とは、生計を共にして、かつ、恒常的な年収が850

万円未満（または所得額が655万5千円未満）である方をいいます。

生計維持関係については、加給年金額が支給される場合と同様の取扱いとなっています。

■ 遺族基礎年金

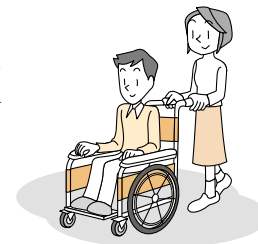
● 受給要件

遺族厚生年金を受給できる方が、次の1、2のいずれかの条件に該当するときは、原則として、国民年金法による「遺族基礎年金」が合わせて支給されます。

- 1. 遺族厚生年金を受給できる配偶者で、子（※）がいるとき
- 2. 遺族厚生年金を受給できる子がいるとき

配偶者が遺族基礎年金を受けている間は、子の遺族基礎年金は支給停止になります。また、子の遺族基礎年金は、生計を同じくするその子の父または母がいるときは、その間、支給停止になります。

※受給要件は遺族厚生年金と同じ



■ 年金の併給調整

現在の年金制度では一人一年金が原則とされています。

したがって、2つ以上の年金を受けることができることになった場合には、いずれか1つの年金を選択して受けることになり、他方の年金は支給停止となります。これを「併給調整」といいます。

ただし、2号老齢厚生年金と1号老齢厚生年金のように、「老齢」という同一の事由に基づいて発生する年金については、併せて受けることができます。

このため、併給調整について公的年金制度間で統一的な規定が設けられ、2つ以上の年金の受給権が生じたときは、年金の発生した理由によって、

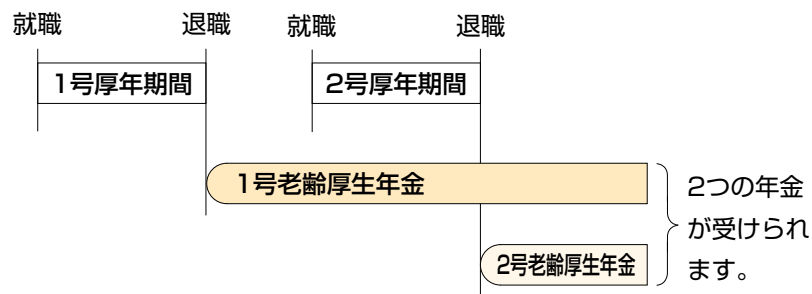
- ・併せて受けることができるか、
- ・いずれか一方の年金を選択するか、

が決められています（特例あり）。

● 併せて受けることのできる場合

「老齢」という同一の事由により発生する年金は併せて受けることができます。

〈例〉2号老齢厚生年金+1号老齢厚生年金

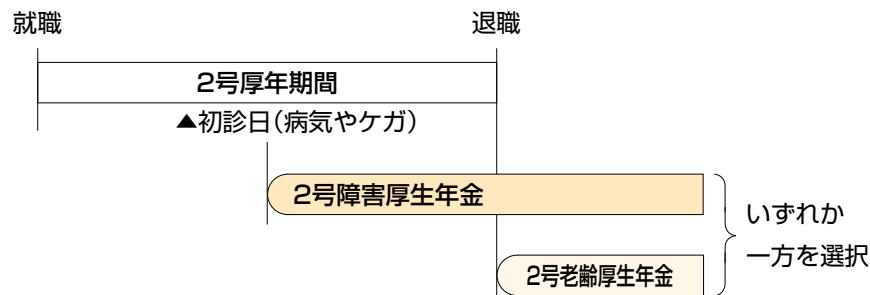


● いずれか一方の年金を選択する場合

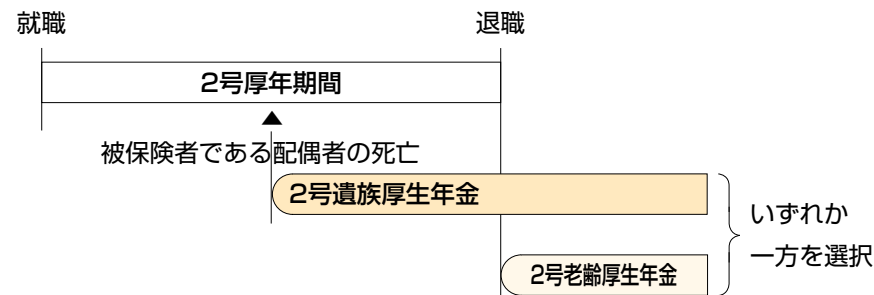
「老齢」と「障害」、「老齢」と「死亡」といった事由の異なる年金を受けることができる場合には、いずれか一方の年金を選択して受けることになり、他方の年金は支給停止となります。

〈例〉

①2号老齢厚生年金と2号障害厚生年金



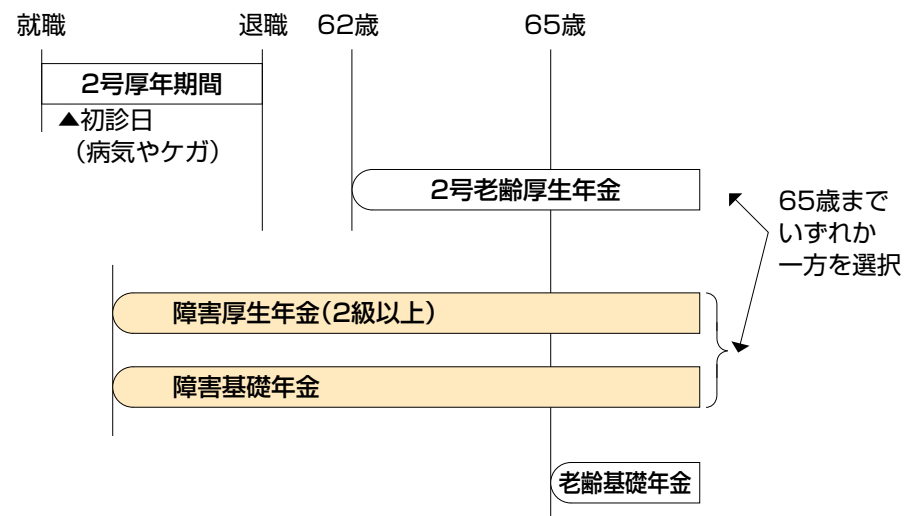
②2号老齢厚生年金と2号遺族厚生年金



● 障害基礎年金と併せて受けることのできる場合

障害基礎年金は65歳から、「老齢」または「死亡」を給付事由とする厚生年金と併せて受けることができます。

〈例〉2号老齢厚生年金+障害基礎年金



○60歳以降支給年齢から65歳まで…次の(ア)か(イ)のいずれかを選択

(ア) 2号老齢厚生年金

(イ) 2号障害厚生年金+障害基礎年金

○65歳以後…次の（ア）～（ウ）のうちいずれかを選択

（ア）2号老齢厚生年金＋老齢基礎年金

（イ）2号老齢厚生年金＋障害基礎年金^{（＊）}

（ウ）2号障害厚生年金＋障害基礎年金

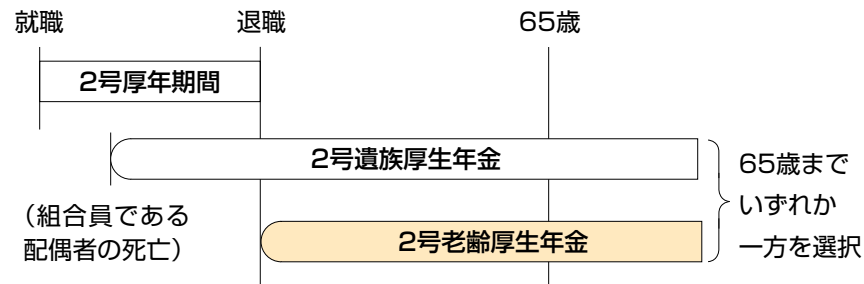
（＊）2号老齢厚生年金および障害基礎年金の双方に子の加給年金額が加算されている場合には、老齢厚生年金の子の加給年金額は支給停止になります。

● 65歳以上で遺族厚生年金と老齢厚生年金を受給している場合

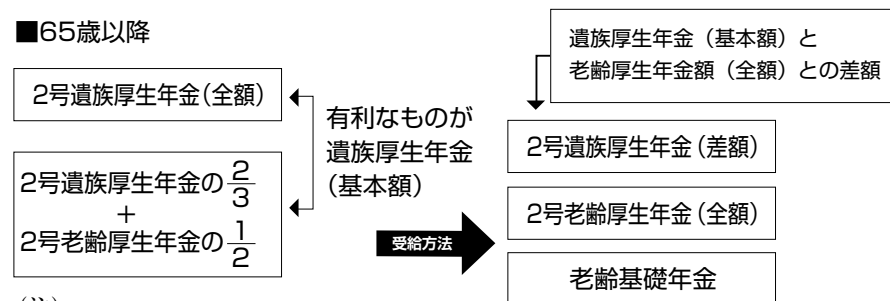
「老齢」または「死亡」といった事由の異なる年金を受けることになった場合には、いずれか一方の年金を選択して受けることになりますが、65歳以後は自身の老齢厚生年金が優先的に支給され、遺族厚生年金は差額が支給されます。

〈例〉2号老齢厚生年金と2号遺族厚生年金

■65歳まで



■65歳以降



（注）

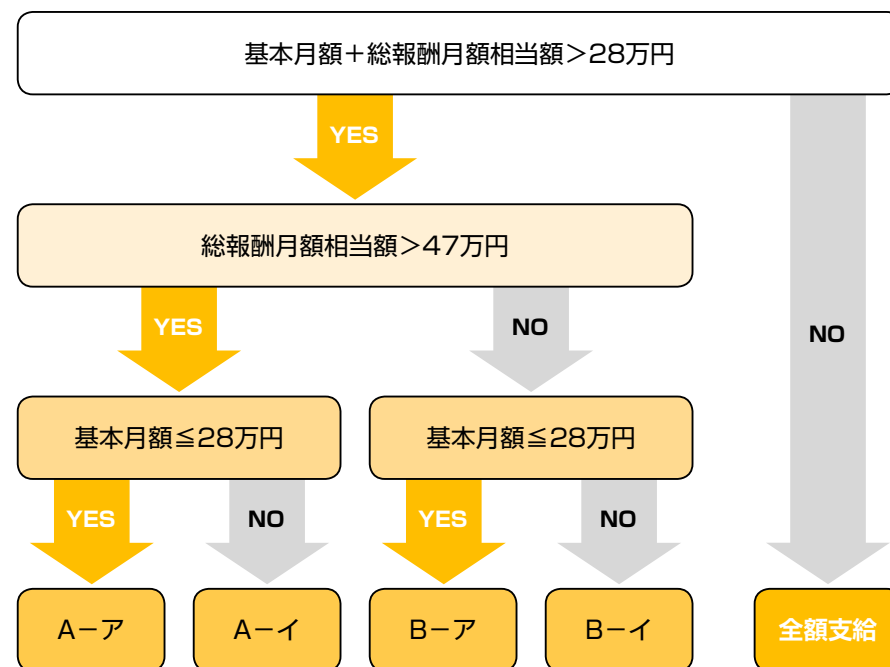
1. 2号の厚生年金以外に他の種別の老齢厚生年金や遺族厚生年金等を併給している場合においても、同様に実施機関間で調整されることになります。

■ 年金の一部支給停止

老齢厚生年金を受けている方が、被保険者等（※1）となって、「賃金＋年金」の月額が一定の金額（65歳未満の方は28万円、65歳以上の方は47万円）を超えた場合、年金の一部または全部が支給停止となります。

● （1）65歳未満の場合

基本月額（※2）と総報酬月額相当額（※3）の合計額が28万円を超える場合に、下記に掲げる区分に応じた年金の支給停止（以下「低在老方式」といいます）が行われます。



●A.総報酬月額相当額が47万円を超える場合の支給停止額

ア 基本月額が28万円以下の場合

$(47\text{万円} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \div 2 + (\text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円})$

イ 基本月額が28万円を超える場合

$47\text{万円} \div 2 + (\text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円})$

●B.総報酬月額相当額が47万円以下の場合の支給停止額

ア 基本月額が28万円以下の場合

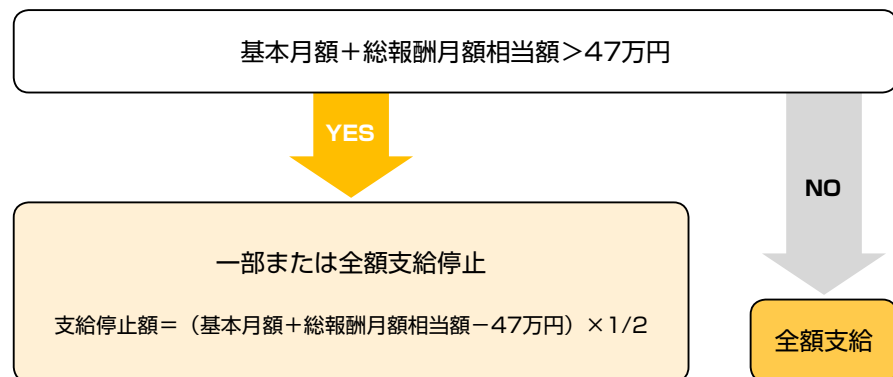
$(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \div 2$

イ 基本月額が28万円を超える場合

$\text{総報酬月額相当額} \div 2$

(2) 65歳以上の場合

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を超える場合に、下記に掲げる区分に応じた年金の支給停止（以下「高在老方式」といいます）が行われます。なお、70歳以上の方については、厚生年金の被保険者ではありませんが、報酬を受け取っている場合には、調整の対象となります。



※1「厚生年金保険の被保険者等」とは、次の方をいいます。

a. 厚生年金保険の被保険者および70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に勤務している方

b. 国会議員および地方議会の議員

※2「基本月額」とは、次の区分に応じて計算された年金の月額をいいます。

$\text{基本月額} = \text{年金額} - \text{加給年金額} \times 4 - \text{経過の加算額} \times 5$

※3 総報酬月額相当額 = (当月の標準報酬月額) + (当月以前1年間の標準賞与額等※6の合計) ÷ 12

※4「加給年金額」とは、被保険者期間が20年以上である老齢厚生年金の受給権を有する方によって生計を維持されている65歳未満の配偶者や子がいるときに加算される金額をいいます。

※5「経過の加算額」とは、老齢基礎年金の算定の基礎となる期間に含まれない2号厚生年金期間(20歳前や60歳後の期間など)に係る定額部分相当として65歳以後の老齢厚生年金の額に加算される金額をいいます。

※6「標準賞与額等」には、厚生年金の標準賞与額のほか、国家公務員共済組合制度の標準期末手当等の額など厚生年金の標準賞与額に相当するものを含まれます。

(注) 2号老齢厚生年金以外に他の種別の老齢厚生年金を受けている場合の在職支給停止の計算方法については、各年金の基本月額の合計額により支給停止基準を判定し、支給停止額については各年金の基本月額により按分する方法が用いられます。

過去に受けた退職一時金の返還

退職した時期により、将来の年金原資を含む退職一時金等を受けた者について、厚生年金の受給権が発生したときに、現に受給した退職一時金等の額に利子に相当する額を加えた額を返還することとなります。

※遺族厚生年金を受給される遺族についても同様の取扱いです。

返還額

- ① 一時恩給……恩給法第64条の2の規定により控除することとされている額の15倍に相当する額
- ② 旧法の退職一時金……受給額 + 利子
- ③ 新法の退職一時金……受給額 + 利子

返還方法

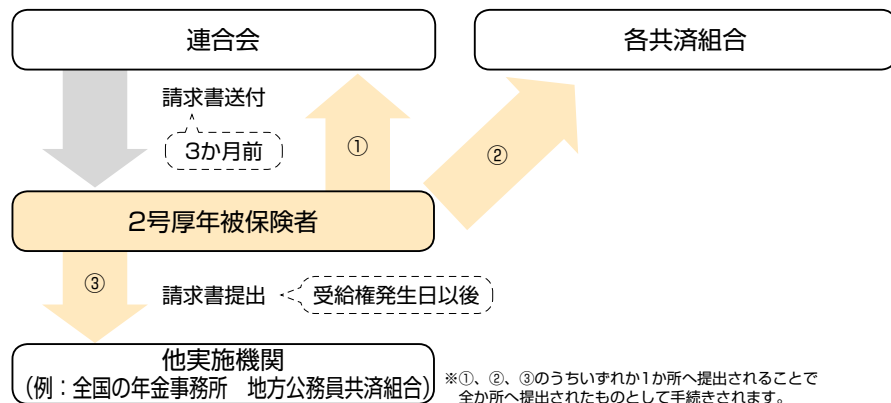
次の①～③のうちのいずれかを選択します。

- ① 年金の定期支給期ごとに、支給額の2分の1を返還に充てる。
- ② 所定の払込用紙により、現金で1年以内に一時に返還する。
- ③ 所定の払込用紙により、現金で1年以内に分割で返還する。

老齢厚生年金を受けるための請求手続き

●被用者年金一元化後（平成27年10月以降）受給権が発生する時期の直近に加入していた1号から4号のいずれかの被保険者の種別に応じ、その受給権が発生する3か月前に、加入していた実施機関からご本人へ請求書が送付されます。たとえば、受給権が発生する時期の直近に2号厚生年金被保険者（国共済）として加入していた方であれば、連合会から直接請求書を送付します。

請求書に必要事項を記入し、必要書類を送付の上、共済組合連合会、または年金事務所のうち、希望するいずれか1か所へ提出してください。（ワンストップサービス）



●被用者年金一元化前（平成27年9月以前）に受給権が発生した年金の請求手続きは最後に所属していた共済組合の支部または所属所が請求窓口となります（統合した施設は統合先、移転した施設は管轄支部）

第4章

福祉事業

- ・保健事業
- ・国家公務員共済組合連合会が行う福祉事業
- ・貯金事業
- ・貸付事業
- ・財形持家融資事業
- ・医療事業

保健事業

組合員や家族の方々が、日常生活を健康で明るく豊かに過ごしていただくため、次の事業を行っています。

所属所保健事業に対する補助

所属所における保健事業に対する補助として、組合員1人あたり年額2,000円を所属所に配付しています。各所属所は、組合員の意向を考慮して年間計画を立て、それに基づいて予防接種等を行い、その費用に充てています。

人間ドック補助

35歳以上の組合員および被扶養配偶者を対象に、疾病の主要因である生活習慣病を早期発見することにより、組合員等の健康の保持増進に寄与することを目的に実施しています。

補助額は、受診料金の5割(上限は組合員26,000円、被扶養配偶者16,000円)です。
(注) 前年度、当組合に所属し、特定保健指導に該当した場合には特定保健指導の最終評価まで完了していない場合は、補助が受けられないので、ご注意ください。

【申込方法】

各支部の指定する募集期間に各所属所において申込みを受け付けています。

メンタルヘルス相談事業

組合員やその家族（被扶養者）の心の健康をサポートすることを目的として、メンタルヘルス相談事業を実施していますので、お気軽にご利用ください。

【利用方法】

- ①相談スタッフが出たら、名前・年齢を伝え、相談内容をお話ください。
 - ②相談時間は15分～30分です。
 - ③相談内容および希望により、個別面談（対面面談）も受け付けています。
- ※詳しい内容は、厚生労働省第二共済組合広報誌等でご確認ください。

特定健康診査・特定保健指導 **必ず受診**

当共済組合では、40歳から74歳までのすべての組合員および被扶養者に対して特定健康診査および特定保健指導を実施しています。

特定健康診査・特定保健指導とは…

特定健康診査は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクの高い方には「特定保健指導」を行います。

【内臓脂肪蓄積の程度（腹囲・BMI）】と【リスク要因の数（高血圧、脂質異常、高血糖、喫煙歴）】から対象者を3つのグループ（情報提供、動機付け支援、積極的支援）に分類します。

動機付け支援または積極的支援に該当した方は、医師・保健師・管理栄養士などの専門家による個々人に合わせた特定保健指導を受けることになります。

【特定健康診査・特定保健指導の特色】

- 特定健康診査・特定保健指導は、40歳以上の組合員および被扶養者のすべての方が対象です。
- 特定健康診査・特定保健指導は、メタボリックシンドロームに着目した健康づくりをサポートします。
- 特定健康診査受診者のうち、生活習慣病の発症のリスクが高い者等に対して特定保健指導を実施します。

【受診費用の負担について】

区 分	特定健康診査	特定保健指導
組合員	事業主健診で代替：無料 人間ドックで代替：自己負担あり	無料
被扶養者	無料	無料

生活習慣病の早期発見・予防のため、特定健康診査・特定保健指導を必ず受診してください。

なお、受診されなかったことにより、共済組合の受診率が低調となった場合は、国から共済組合に対して金銭等がペナルティとして課せられます。このペナルティは、組合員と事業主とで負担することとなり、この場合、掛金の引き上げにつながることから必ず受診してください。

院内保育所に対する運営費等の補助

厚生労働省第二共済組合がハンセン病療養所に設置している院内保育所と、平成28年度末時点において、厚生労働省第二共済組合が運営を一括委託していた院内保育所（以下「経過措置施設」という。）に対し、補助をしています。

1. 運営費の一部補助（保育児1人当たり）		
ハンセン病療養所	1か月	3,750円
経過措置施設	1か月	1,875円
2. 特別行事費の一部補助（保育児1人当たり）		
ハンセン病療養所	年間	1,000円
経過措置施設	年間	500円

（注）1か月3,750円（経過措置施設1,875円）の補助については、組合員の保育料が3,750円（経過措置施設1,875円）に満たない場合は、その負担額とします。保育料が0円であれば補助額は0円となります。

JR料金の割引（バカンスクーポン）

組合員および被扶養者が旅行などに、国家公務員共済組合宿泊施設および契約保養所（旅行会社の協定宿泊施設）を利用する場合にJR料金が割引になります。

組合員および被扶養者（大人2人または大人と子供あわせて2人以上）が同一行程をとり、片道201km以上のJR線を利用することが条件です。ただし、4月27日～5月6日、8月11日～8月20日、12月28日～1月6日の間は除かれます。

JR線（普通乗車券）	2割引
長距離フェリー	2割引

※東海道新幹線を利用する場合は片道601km未満は1割引。

【利用方法】

共済担当者から購入申込書を受け取り、必要事項を記入のうえ次の窓口へ申し込んでください。

- ・近畿日本ツーリスト株式会社の全国各支店および営業所
- ・株式会社日本旅行の全国各支店

（注）駅のみどりの窓口では取り扱いません。

日本病院会倶楽部

日本病院会倶楽部はインターネットで提携先の各種サービスが利用できる会員限定サービスです。約50のコンテンツが特別価格で利用できます。

【提携先（一部）】

旅行：H.I.S. コスメ：資生堂、富士フィルム
書籍：WEB書店 ファッション：ベルメゾン、ミキハウス
ハウジング：三菱地所レジデンシャル、ダイワハウス 等

【利用方法】

「日本病院会倶楽部・ベーシック会員病院コード・病院バスコード連絡票」のご利用手順に従いサインインすることで、各種サービスが利用できます。

連絡票は所属施設の共済担当者にお問合せください。

日本病院会倶楽部：<https://www.jha-club.jp/>

引越システム

組合員とその家族の方が転勤や転居などで引越をする際に、次の運送会社等を利用した場合、引越運賃割引のほか、引越料金および引越に伴う旅行代金の後払いの取扱いなどを行うシステムです。

①(株)日本旅行（日旅引越システム）

指定運送会社 アート引越センター 0120-0123-33

②日本通運(株)（国内）0120-929-154 (海外) 0120-085-815

③全国引越専門協同組合連合会（ハトのマークの引越センター）

フリーダイヤル 0120-191900

連合会事務局TEL 03-5298-1208

FAX 03-5298-1209

④三八五引越センター 0120-01-0385

（注）三八五引越センターは北海道・東北・関東地域からのみの受付となります。

【利用方法】

利用される方は、共済担当者から引越利用券の交付を受け、必要事項を記入し業者に厚生労働省第二共済組合員である旨申し出の上、直接申込みをしてください。

レンタカー割引システム

組合員が次の会社からレンタカーを利用する時に、一般料金より安く借りられるシステムです。利用される方は、以下により、業者に直接予約をしてください。

（注）一部割引が適用にならない車種がありますのでご注意ください。

①ニッポンレンタカーサービス(株)（一般料金の20～55%割引〈24時間料金比較〉）

予約用ホームページ（<https://www.nipponrentacar.co.jp/ods/>）

（注）インターネット限定サービスです。

②オリックス自動車（一般料金の10～25%割引）

予約センターフリーダイヤル 0120-39-0784

予約用ホームページ（<http://car.orix.co.jp/>）

ホテル利用割引システム

組合員が次の宿泊施設を利用する時に、一般料金より安く宿泊できるシステムです。利用される方は、以下により、業者に直接予約をしてください。

（チェックインの際に、組合員証の提示を求められる場合があります。）

①ホテル法華クラブグループ（一般料金の15%割引）

ホームページ（<http://www.hokke.co.jp/indexj.php>）

②東急ホテルズグループ（基本宿泊料金の概ね10%～50%割引 ※ホテル利用日により変動）

予約センター（0120-21-5489） ホームページ（www.tokyuhotels.co.jp/biz）

③ワシントンホテル・ホテルグレイスリーチェーン（一般料金の10%割引）

予約センター（0120-05-8849）

④ホテルウィングインターナショナルチェーン

インターネット（<http://www.hotelwing.co.jp/houjin1/index.html>）

旅行割引システム

次の旅行会社が企画するツアーを割安で利用できるシステムです。

①東武トップツアーズ(株)

自社企画商品（国内・海外）「Feel」を3%割引

申込みの際に身分証明書か組合員証をご提示ください。

利用される方は、各支店または電話予約センター（03-5843-9600）へ直接お申し込みください。

②(株)ジャルパック

JALパックを5%割引 JALパックスペシャルを3%割引

利用される方は、インターネット専用ページより直接お申し込みください。

・インターネット専用ページ（<http://www.jal.co.jp/tourlink/mhlw/>）

プリンスホテル&リゾート関連施設の利用割引

組合員とその家族の方が、プリンスホテル&リゾート関連施設（プリンスホテルやスキー場・ゴルフ場）を利用する際に割引が受けられます。

利用できる施設や、割引料金につきましては、プリンスホテルご優待プラン専用ホームページをご覧ください。

（<https://www.princehotels.co.jp/keiyaku>）

主な割引は次のとおりです。

- ・プリンスホテル等の宿泊料金 5～15%割引（ご利用の施設・宿泊日等により異なります）
- ・プリンスゴルフリゾートのゴルフ場のご優待クーポン、スキーリフト券の割引（割引率は年度ごとに定められています）

【利用方法】

- ①宿泊施設：プリンスホテルご優待プラン専用ホームページまたは予約センターで予約をしてください。予約の際には所属所名・氏名・人数・連絡先等を告げて、ご利用ください。
- ②ゴルフ：プリンスホテルご優待プラン専用ホームページまたは各施設へ直接予約してください。
- ③スキー場：プリンスホテルご優待プラン専用ホームページ中にあるリフト割引券をダウンロードし、スキー場でリフト券を購入する際に提出し、ご利用ください。
※ご契約企業・団体名欄に「厚生労働省第二共済組合」とご記入ください。
（注）割引除外日がありますのでご注意ください。

三井住友クレジットゴールドカードの優待利用

組合員およびその家族1名が年会費無料でゴールドカードを利用できます。
（家族に関しては2人目以降は年会費1,000円（税抜））

申込みは所属所備え付けの申込書により行ってください。お問い合わせの際には、厚生労働省第二共済組合員である旨を申し出てください。

（注）本カードにはキャッシングおよびローン機能は付いておりません。

問い合わせ先：三井住友カード法人デスク 0120-492-212

（受付時間 9：00～17：00 土・日・祝・年末年始休）

JCBビジネスカードの優待利用

組合員およびその家族1名が年会費無料でJCBビジネスカードを利用できます。

申込書に必要事項を記入し、直接JCBカードへ申し込んでください。

問い合わせ先：JCB法人デスク 0120-883-623

（受付時間 9：00～17：00 日・祝・年末年始休）



国家公務員共済組合連合会が行う福祉事業



KKR特別契約保養所（施設）

国家公務員共済組合連合会は、組合員が特別料金で利用することができるよう、国内と海外の保養所（施設）と契約しております。

利用される方は、KKR便利帳またはKKRホームページ（<http://www.kkr.or.jp>）をご覧ください。



KKR特別契約葬祭事業

国家公務員共済組合連合会は、組合員が特別料金で利用することができるよう、葬祭業者と契約しております。

利用される方は、KKR便利帳またはKKRホームページ（<http://www.kkr.or.jp>）をご覧ください。

（参考）葬祭事業コールセンター フリーダイヤル 0120-919-556



KKR住宅事業

国家公務員共済組合連合会は、組合員が住宅、マンションなどを新築、購入、売却する場合に、組合員割引の特典を受けられるよう、関連会社と協定を締結しております。

利用される方は、KKR便利帳またはKKRホームページ（<http://www.kkr.or.jp>）をご覧ください。

（参考）問い合わせ先

国家公務員共済組合連合会 特定事業部 保健・情報サービス課

電話 03-3222-1841（代）



KKR介護情報提供事業

国家公務員共済組合連合会は、KKR介護相談ダイヤルを開設し、組合員やご家族の方に介護に関する各種相談、介護用品の購入、介護関連施設のご案内等を提供しています。

利用される方は、KKR便利帳またはKKRホームページ（<http://www.kkr.or.jp>）をご覧ください。

（参考）KKR介護相談ダイヤル フリーダイヤル 0120-556-860



KKRブライダルネット

国家公務員共済組合連合会は、組合員の方に結婚情報サービスを提供しています。

利用される方は、KKR便利帳またはKKRホームページ（<http://www.kkr.or.jp>）をご覧ください。

貯金事業

医療保障制度や年金に対する関心が高まる現代において、組合員（任意継続組合員、継続長期組合員を除く）の皆さんに多種多様な生命保険および損害保険の中から、共済組合として低廉な掛金、高い給付内容など、良質な保険を選定し提供しています。

保険の種類と概要

生命保険の種類	幹事会社名	保険の概要	保険契約期間	周知・募集時期
団体積立年金	大樹生命保険（株）	組合員が在職中に保険料を払い込み、退職時に保険料積立金を原資として、年金の各種給付もしくは一時金で受けることで、豊かな老後の生活を実現することを目的とした団体年金保険です。中途退社した場合は、その時点の積立金を一時金として受取ることができます。	毎年4月1日～	周知・募集： 毎年 12月～1月頃
医療保険		病気やケガで「1泊2日以上入院」した場合や「所定の手術」を受療した場合に給付金が支払われる『基本入院プラン』とがんや女性疾病に関連した病気で「1泊2日以上入院」した場合やがんや女性疾病に関連した「所定の手術」を受療した場合に支払われる「上乗せプラン」から構成されています（「上乗せプラン」のみのご加入はできません）。なお、通院の保障はありません。簡単な告知のみ（告知書扱い）でご加入いただければ、本人が加入すれば、配偶者・子どももご加入いただけます。	毎年8月1日～ 翌年7月31日	周知・募集： 毎年 4月～6月頃
三大疾病医療保険	明治安田生命保険相互会社	主契約の3大疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）の保障をベースに、3大疾病と関連の深い4疾病（重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変）や上皮内新生物の保障を特約として付加することができる自助努力型の団体福祉制度です。保険金を一時金で受け取ることができ、闘病資金をサポートします。	毎年11月1日～ 翌年10月31日	周知・募集： 毎年6～7月頃
生きるためのがん保険 Days1	アフラック	がんと初めて診断された時の一時金、がんで入院した時の入院給付金のほかに、がん治療を目的とした通院や手術、放射線治療、抗がん剤治療に関しても給付金が支払われます。また、先進医療の多様化にも対応しています。	終身	周知時期： 毎年7月頃 募集： 通年随時加入可
ちゃんと応える医療保険 EVER		病気やケガによる入院を1日目から保障します。また、健康保険が適用となる約1,000種の手術を保障します。（一部支払い対象外となる手術があります。）入院前60日以内、退院後120日以内の「通院」も保障しますので、入院前後の通院治療を安心して受けられます。		

損害保険の種類	幹事会社名	保険の概要	保険契約期間	周知・募集時期
団体傷害保険	損害保険ジャパン 日本興亜（株）	国内外における日常のケガ、および日常生活における法律上の賠償事故等を補償します。（傷害保険・交通傷害保険・こども保険・針刺し事故等補償の各種保険に分かれており、それぞれ補償が異なります。） 団体割引が適用されますので、一般で加入するよりも保険料が安く、補償が大きくなっています。	毎年10月17日～ 翌年10月17日	周知： 毎年8月～9月頃 募集： 通年随時加入可
団体所得補償保険		保険期間中に病気、またはケガにより就業不能となった場合に、免責期間を超える就業不能期間について、補償対象期間（1年間）を限度に保険金が支払われます。団体割引が適用されますので、一般で加入するよりも保険料が安く、補償が大きくなっています。		
勤務医師賠償責任保険	あいおいニッセイ 同和損害保険（株）	国内での医療事故により、勤務医師（歯科医師含む）個人が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。また、示談・和解等の費用も対象となります。団体割引が適用されています。	毎年1月1日～ 翌年1月1日	周知： 毎年10月～11月頃 募集： 通年随時加入可
看護師賠償責任保険	東京海上日動 火災保険（株）	保健師、助産師、看護師、准看護師個人が、国内での業務中の事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。また、示談・和解等の費用も対象となります。団体割引が適用されています。	毎年4月1日～ 翌年4月1日	周知： 毎年1月～2月頃 募集： 通年随時加入可
団体扱自動車保険 （マイカー保険）	あいおいニッセイ 同和損害保険（株） 三井住友海上 火災保険（株） 損害保険ジャパン 日本興亜（株） 東京海上日動 火災保険（株）	ご希望の保険会社・商品を4社から選択いただけます。 団体割引が適用されますので、一般で契約するよりも保険料が安くなります。 他の保険から団体扱自動車保険に切り替えても、無事故割引・割増などの等級が継承できます（一部共済を除く）。	任意の期間	周知： 毎年11月頃 募集： 通年随時加入可

※保険の内容、加入手続き等の詳細については、ご自身の所属する所属所の共済担当者へお尋ねください。

貸付事業

組合員が日常生活していくうえで、臨時に資金を必要とする場合に、事由に応じた貸付事業を行っています。平成25年10月1日より、各省庁共済組合と共通の貸付規程での取扱いとなっております。

貸付の種類と概要（普通貸付、特別貸付）

種 類		貸 付 対 象	貸付資格	貸付金の限度額(※3) (貸付金額は 1,000円の整数倍)		貸付利率 (R2年4月現在)	弁 済 方 法	弁 済 期 間	貸付対象外の一例
普通貸付	一般	組合員が臨時の支出に要する費用		月収額(※5)の6月分		年4.26%		90月以内	
	物資	組合員の家具等耐久消費財の物資の購入に要する費用							転売、レンタルまたは投資等営利を目的とした物資の購入費用
特別貸付	教育	組合員、被扶養者または被扶養者以外の組合員の子、学校教育法第1条の学校、同法第124条の専修学校、同法第134条の各種学校もしくはこれに準ずる学校（修業年限が1年以上のものに限る）またはこれらの学校に準ずる外国の教育機関への就学の準備、就学または就学の継続のために要する費用	組合員期間(※1) 6月以上	月収額の14月分 (ただし、 1回の貸付額は6月分)	年1.86% 利率は金融情勢 の変動により 変更されます	○元金均等弁済 ○元金均等期末手当等併用弁済 ○臨時弁済 (※6) 〔*一部弁済〕 〔*全部弁済〕 ただし、 貸付当月の一部弁済は不可 ○毎月の弁済額1,000円単位 ○期末手当等の弁済額 貸付額の2分の1の範囲内で 元金均等額 1,000円単位 の弁済が可能です。		140月以内	・ピアノ、パソコン ・受験のための交通費 ・ホームステイ費用 ・通学のための下宿費用 ・カルチャーセンターまたはクラブ費用等 ・寄付金 ・セミナーや単科講座等で当該教育機関へ入学を必要としないもの ・1年に満たない授業期間のもの
	結婚	組合員、被扶養者または被扶養者以外の子の組合員の子の結婚（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）に要する費用（新婚旅行等の費用を含む）		月収額の6月分				90月以内	・結婚式に出席する者の旅費、宿泊費用 ・新居の引越費用、新居の敷金礼金等
	葬祭	被扶養者または被扶養者以外の組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の実情にある者を含む。）、子もしくは父母（配偶者の父母も含む。）の葬祭に要する費用							・生前に墓地、墓石または戒名等を購入するための費用 ・葬儀に出席するための旅費、宿泊費用 ・法要を行う費用 ・お布施
	医療・介護	組合員、被扶養者または被扶養者以外の組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の実情にある者を含む。）、子もしくは父母（配偶者の父母も含む。）の医療または介護に要する費用	組合員期間が 6月未満である	月収額の12月分				120月以内	・出産（医療行為を伴うものを除く）に要する費用 ・美容および整形のための費用 ・介護福祉施設への入居月額費用等
	災害	組合員、被扶養者または被扶養者以外の組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の実情にある者を含む。）、子もしくは父母（配偶者の父母も含む。）が水震火災その他非常災害により住居または家財に損害を受けたときに必要となる費用	再任用常勤職員等 (※2)以外の組合員	月収額の12月分 (最低保障額 70万円)					・罹災証明書等その災害を受けた事実を証明する書類が発行されない場合

(※1)「組合員期間」とは、国家公務員共済組合法第38条に規定する組合員期間のうち組合員の資格を取得した日から貸付の申込みをする日までの引き続く期間

(※2) 再任用常勤職員等に係る貸付について

(ア) すべての貸付を行えます。

(イ) 組合員期間

＊再任用職員（国家公務員法第81条の4第1項）または
各独立行政法人の就業規則等に基づき再雇用された者
＊賃金職員、期間業務職員（人事院規則8-12第4条第13号）
＊その他

(ウ) 貸付金の限度額

退職手当が通算される場合に限り、
引き続いている組合員期間とする。

種 類	貸付金の限度額（貸付金額は1,000円の整数倍）	
普通貸付	標準報酬月額額の 30/100に	申込みをした月の翌月から任期満了の月までの月数（残任期月数）
特別貸付		いずれか少ない月数を 乗じて得た額

(※3)「貸付金の限度額」とは、各貸付けの種類の区分ごとに設定しているので、例えば普通（一般）と普通（物資）はそれぞれ月収額の6月分が貸付限度額となります。ただし、普通貸付および特別貸付の総額は、月収額の20月分に相当する額を超えることはできません。

また、すべての貸付の弁済額（元金と利息の合計額）の各弁済期における合計額が次の額を超えるときは、貸付けを行いません。

ア.報酬からの弁済のみ
イ.報酬と期末手当等からの弁済

俸給（基本給）(※4)の30/100
報酬……………俸給（基本給）の25/100
期末手当等……………俸給（基本給）の150/100

(※4)
再任用常勤職員等は、
標準報酬の月額

(※5)「月収額」

国立ハンセン病療養所に所属する組合員の場合	国立病院機構 および 国立高度専門医療研究センター 各法人に所属する組合員の場合	
・俸給（俸給の調整額を含む） ・俸給の特別調整額 ・初任給調整手当	・扶養手当 ・研究員調整手当 ・地域手当	・基本給月額、月例年俸 ・役職手当 ・医師手当
		・扶養手当 ・研究員調整手当 ・地域手当

(※6)「臨時弁済」の弁済額について
P.101 の(※2)を参照

貸付の種類と概要（住宅貸付、特別住宅貸付）

種類	貸付対象	貸付資格	貸付金の限度額 (貸付金額は1,000円の整数倍)		貸付利率 (R2年4月現在)	返済方法	返済期間 (貸付月の翌月から)	注意事項																										
住宅貸付	組合員の居住する ○住宅 購入 新築 増改築 修繕 借入 いずれも床面積 280㎡以下 または ○住宅の用に供する土地 購入 借入 いずれも5年以内に 住宅の建築計画が あること	(※1) <table><tr><th>組合員期間</th><th>貸付金額</th><th>最低保障額</th><th>最高限度額</th></tr><tr><td>3年以上 5年未満</td><td>退職手当相当額</td><td>300万円</td><td rowspan="2">1,200万円</td></tr><tr><td>5年以上 10年未満</td><td rowspan="4">5年後の 退職手当相当額 と 5年間の 返済元金の合計額</td><td>400万円</td></tr><tr><td>10年以上 15年未満</td><td>700万円</td><td rowspan="3">2,000万円</td></tr><tr><td>15年以上 20年未満</td><td>1,200万円</td></tr><tr><td>20年以上</td><td>1,400万円</td></tr></table> ※公務員宿舍の廃止により明渡しを請求された組合員が、住宅を新築または購入する場合には上記最高限度額に200万円を加算した額が最高限度額となります。	組合員期間	貸付金額	最低保障額	最高限度額	3年以上 5年未満	退職手当相当額	300万円	1,200万円	5年以上 10年未満	5年後の 退職手当相当額 と 5年間の 返済元金の合計額	400万円	10年以上 15年未満	700万円	2,000万円	15年以上 20年未満	1,200万円	20年以上	1,400万円		年1.27% 利率は金融情勢の 変動により 変更されます	○元金均等返済 ○元金均等期末手当等併用返済 〔* 毎月の返済額 1,000円単位 * 期末手当等の返済額 貸付額の2分の1の範囲内 で元金均等額 1,000円単位〕 ○元利均等返済 ○元利均等期末手当等併用返済 〔* 毎月の返済額 返済金額に支払利息を 加えた額が均等となる。 * 期末手当等の返済額 貸付額の2分の1の範囲内 で元利均等額〕 <table><tr><th>貸付金額</th><th>返済期間</th></tr><tr><td>50万円以下</td><td>100月以内</td></tr><tr><td>50万円を超え100万円以下</td><td>150月以内</td></tr><tr><td>100万円を超え200万円以下</td><td>250月以内</td></tr><tr><td>200万円を超える</td><td>360月以内</td></tr></table> ○臨時返済(※2) 〔* 一部返済 * 全部返済〕 (注意) 一部返済のうち、元利均等期末手当併用の場合は、期末手当等の支給日の属する月においてのみ可。ただし、貸付当月の一部返済は不可	貸付金額	返済期間	50万円以下	100月以内	50万円を超え100万円以下	150月以内	100万円を超え200万円以下	250月以内	200万円を超える	360月以内	○貸付の対象 不動産登記の手数料等、物件取得に際して間接的に発生する費用は貸付の対象となりません。 物件取得に係る直接費用(物件の対価および付随する消費税)のみ貸付の対象となります。 貸付対象物件は、借受人の名称(共有の場合を含む。)であるものまたは借受人の名称となるものに限ります。また、共有名称となることができる範囲は、配偶者および2親等以内の親族となります。 ○共同名義で住宅を取得する場合 共有名義による住宅の新築、購入、増改築、修繕または土地の購入もしくは借入れに要する費用については、借受人の持ち分が借入金額を下回ってはけない。
	組合員期間	貸付金額	最低保障額	最高限度額																														
3年以上 5年未満	退職手当相当額	300万円	1,200万円																															
5年以上 10年未満	5年後の 退職手当相当額 と 5年間の 返済元金の合計額	400万円																																
10年以上 15年未満		700万円	2,000万円																															
15年以上 20年未満		1,200万円																																
20年以上		1,400万円																																
貸付金額	返済期間																																	
50万円以下	100月以内																																	
50万円を超え100万円以下	150月以内																																	
100万円を超え200万円以下	250月以内																																	
200万円を超える	360月以内																																	
特別住宅貸付	組合員の居住する 住宅の新築、購入、増改築もしくは修繕に要する費用 または 住宅貸付の貸付金の残額の全部を返済する費用 ○住宅 購入 新築 増改築 修繕 原則として住宅部分の床面積280㎡以下	組合員期間 20年以上 かつ 〔2年以内に自己都合退職予定 または 5年以内に 定年退職予定〕	退職手当相当額 (最高限度額 2,000万円)		年1.27% 利率は金融情勢の 変動により 変更されます	○翌月から利息のみを返済 * 元金は、退職時に全部返済 ○臨時返済(※2) 〔* 一部返済 * 全部返済〕 ただし、 貸付当月の一部返済は不可	貸付申込月から起算して * 自己都合退職を予定する場合 24月以内 * 定年退職を予定する場合 60月以内	○団体信用生命保険に加入できます。																										

(※1) 再任用常勤職員等に係る貸付について

(ア) 貸付金の限度額

種 類	貸付金の限度額（貸付金額は1,000円の整数倍）	
住宅貸付 特別住宅貸付 (退職手当無)	標準報酬月額 の30/100に	申込みをした月の翌月から任期満了の 月までの月数（残任期数）と 上記の表（※1）の貸付金の限度額欄に掲げる月数 を乗じて得た額
住宅貸付 特別住宅貸付 (退職手当有)	退職手当相当額 (当該退職手当相当額が2,000万円を超えるときは2,000万円)	

(※2) 「臨時返済」の返済額について

	＜元金均等返済＞ ＜元利均等返済＞	＜元金均等期末手当等併用返済＞ ＜元利均等期末手当等併用返済＞
一部返済	毎月可 毎月の返済元金のうち、一部返済 を行おうとする月の翌月から任意 の月までの返済元金の合計額	＜元金均等期末手当等併用返済＞ 毎月可 ＜元利均等期末手当等併用返済＞ 6月と12月のみ可 毎月及び期末手当等の返済元金のうち一部返済を行おうとする月の翌月から任意の期 末手当等の支給日の属する月までの返済元金の合計額
全部返済		＜元利均等期末手当等併用返済＞の場合 期末手当等返済分残高にかかる経過利息も併せた額 経過利息については、ご自身が所属する所属所の共済担当者にお尋ねください。

貸付の申込方法

貸付を希望される方は、次の書類を所属所長に提出してください。

● 普通貸付

(ア) 借入申込書

(イ) 添付書類

区 分	書 類
一 般	不要
物 資	見積書等

(ウ) 貸付後、支払報告書（物資貸付・特別貸付）、領収書（写）を提出していただきます。（物資貸付のみ）

● 特別貸付

(ア) 借入申込書

(イ) 添付書類

区 分	貸付事由を証する書類	金額を証する書類
教 育	学校等が発行した入学許可書の写し、合格通知書の写しまたは在学証明書等	金額が記載された契約書の写し、見積書の写しまたは請求書の写しもしくはこれらに類するものであって金額を確認できるもののいずれか
結 婚	住民票または結婚式もしくは披露宴の案内状もしくは婚姻の事実を証するに足る書類（所属所長の証明を含む。）等	
葬 祭	埋葬許可証の写しまたは火葬許可証の写し等	
医療・介護	医療：医師等の発行する診断書またはこれに相当する書類もしくは処方箋の写し等 介護：見積書、パンフレット（介護施設の作成する入所（希望）者向けの施設案内等）の写し等	
災 害	罹災証明書の写しまたは事故証明書の写し等	

(ウ) 被扶養者以外の組合員の子に要する費用の貸付を行う場合、組合員との続柄が確認できる書類（戸籍謄本（写）等）を提出していただきます。

(エ) 貸付後、支払報告書（物資貸付・特別貸付）、領収書（写）を提出していただきます。

● 住宅貸付および特別住宅貸付

		住 宅				土 地		備 考
		新築	購入	増改築 修繕	借入	購入	借入	
申込み提出書類	借入申込書	○	○	○	○	○	○	
	資金計画書	○	○	○	○	○	○	
	退職手当相当額計算書	○	○	○	○	○	○	
	工事費等見積書の写し	○		○				
	（工事・売買・賃貸） 契約書の写し	○	○	○	○	○	○	
	住宅の平面図	○	○	○	○			
	確認済証の写し	○		○		※1	※1	建築基準法第6条第1項に該当する場合に限る。 ※1 建築予定の住宅について、建築確認を受けている場合は提出が必要
	誓約書					○	○	5年以内に住宅を建築する旨の誓約書
	取得理由および利用計画書	○	○	○	○	○	○	被扶養者と別居して遠隔地に物件を取得する場合（任意様式）[遠隔地に取得する理由および将来的利用計画（先に入居する家族と同居する予定等）について記した書面]
	登記割合についての申立書	○	○	○		○		共同名義で登記する場合に必要な
	宿舍の明渡しを請求されたことが確認できる書類	○	○			○		宿舍の明け渡し請求に伴う住宅および土地の新築または購入をする場合
	土地の登記事項証明書（※2）、土地所有者の承諾書、 借地契約書の写しのいずれか	○						（借受人名義（共有を含む）の場合に限る。）※2 住宅を新築するが、土地の購入または借入を行わない場合
	建物の登記事項証明書		○ ※3	○ ※4		○ ※3		※3 購入前の持主名義のもの ※4 登記内容に変更がある場合は工事前のもの
取得後の提出書類	借用証書	○	○	○	○	○	○	
	取得・借入・工事完了報告書	○	○	○	○	○	○	
	登記事項証明書または登記の事実を証するに足る書類	○	○	○ ※5		○		※5 登記内容に変更がない場合は必要なし
	借入れの事実を証するに足る書類				○			
	工事完了報告書またはその事実を証するに足る書類			○				
	住宅を建築したことを証する書類	○						土地のみ取得した後に住宅を建築した場合 住宅を建築しなければならない期間の延長の承認を受けようとする場合 *住宅建築義務期間延長願 *延長期間内に住宅を建築する旨の誓約書
	領収書（写）			○	○		○	

（注意）所属所（支部）長が必要と認めた上記以外の添付書類が必要となる場合があります。詳細については、ご自身が所属する所属所の共済担当者にお尋ねください。

弁済の猶予

非常災害にあった場合や、育児休業を取得した場合に、借受人の申出により元金の弁済を猶予することができます。

	災 害	育 児 休 業
内 容	【新規貸付】 特別貸付（災害）または災害復旧のための住宅貸付を行う場合、組合員からの申出により、12月の範囲内で元金を猶予することができます。	【新規貸付】 育児休業をしている者が新たに貸付けを受ける場合、当人からの申出により、当該育児休業期間中の元金の弁済を猶予することができます。
	【既貸付】 水・火・地震などの非常災害により、借受人またはその被扶養者が被害を受けた場合、借受人からの申出により、12月の範囲内で元金の弁済を猶予することができます。	【既貸付】 借受人が育児休業をする場合もしくは育児休業をしている場合、借受人からの申出により、当該育児休業の期間中、元金の弁済を猶予することができます。
提出書類	(ア) 貸付金弁済猶予申請書（災害）【様式第18号】 (イ) 風水害、地震、火災その他非常災害により組合員またはその被扶養者が被害を受けたことを証明する書類（罹災証明書等）の写し	(ア) 貸付金弁済猶予申請書（育児休業）【様式第18号】 (イ) 育児休業の事実を証明する書類（人事異動通知書等）の写し
注意事項	猶予期間であっても、貸付金利息および団体信用生命保険料は支払う必要があります。	

貸付をお断りする場合について

過去に貸付事故（共済組合への弁済ができなくなることを起こした方や、破産および民事再生の申立てをされている組合員等）に対しては、借り入れのお申込みをいただいても貸付をお断りさせていただく場合があります。

組合員の皆様へのお願い

近年、組合員の自己破産や民事再生の申請による貸付保険事故が多発している状況にあります。組合員の皆様におかれては、共済組合からの借入金も含め、計画的なご利用をお願いいたします。

債権の保全

すべて、共済組合負担による官公庁等共済組合一般資金貸付保険または官公庁等共済組合住宅資金貸付保険の適用となります。

団体信用生命保険（「だんしん」）制度

厚生労働省第二共済組合から住宅貸付・特別住宅貸付を受けている組合員が、貸付金の完済前に死亡し、または高度障害状態となった場合、「だんしん」契約に基づき、保険会社から共済組合へ貸付残高に相当する金額が保険金として支払われ、家族が退職金を全額受け取ることができ、家族の生活の安定を図ることを目的とした制度です。

ただし、加入は任意であり、保険料は組合員が負担することとなります。

加入方法

住宅貸付・特別住宅貸付の申込時にあわせて申込みます。

提出書類	「厚生労働省第二共済組合だんしん加入申込書（新規・追加）兼告知書」＜2019.4 改定版＞
保険料	貸付金残高1万円につき2円80銭（月額） ※毎月の給与から控除されます。

銀行住宅ローン斡旋

組合員の住宅取得のために、共済組合の住宅貸付制度のほか、店頭融資利率より低い利率での融資が受けられるよう、次の金融機関と協定を締結しております。

（R2.4.1 現在）

銀行名	三井住友信託銀行	みずほ銀行	三井住友銀行
担当部署名・担当者	虎ノ門コンサルティング オフィス 職域推進課 担当：渡辺	虎ノ門支店 個人営業2課	住宅ローン担当
連絡先・ホームページ	0120-735-433 （フリーダイヤル） メールアドレス： tora@smtb.jp	TEL：03-3501-2335 FAX：03-3501-0326 メールアドレス： hiroyasu.matsushita@ mizuho-bk.co.jp	<専用 HP アドレス> https://www2.smbc.co.jp/b2e/login01.html

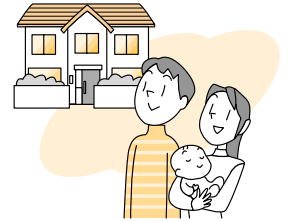
銀行名	三菱UFJ銀行	りそなグループ （りそな銀行・埼玉りそな銀行）	三菱UFJ信託銀行
担当部署名・担当者	【お取引先社員さま用 住宅ローンお問い合わせダイヤル】 TEL：0120-306-082 受付時間：毎日9:00～17:00 （1/1～1/3・5/3～5/5を除く） ＊担当者は特定しません。	【りそな銀行】 虎ノ門支店 【埼玉りそな銀行】 ローン事業部	本店営業部 法人業務課
連絡先・ホームページ	【組合員さま向け専用HP （Biz-Person's）】 https://biz-persons.mufg.jp	【りそな銀行】 TEL：03-3502-3755 <HPアドレス> https://www.resonabank.co.jp/ 【埼玉りそな銀行】 TEL：0120-67-3192 <HPアドレス> https://www.saitamaresona.co.jp/ （ただし個別提携ローンのご案内については掲載ございません）	TEL：03-6250-4121 <HPアドレス> https://www.tr.mufg.jp/

※最新の融資条件については、各金融機関に直接ご確認ください。



財形持家融資事業

この事業は、勤労者退職金共済機構から国家公務員共済組合連合会が調達した事業資金を共済組合が借り入れ、これを財形貯蓄を行っている組合員に住宅資金として貸付ける融資制度です。



貸付の種類と概要

種類	貸付対象（※1～4）	貸付資格	貸付金の限度額		貸付利率 (R2年4月現在)	返済方法	貸付期間 (貸付月の翌月から)	注意事項
財形持家融資	A. 組合員がその持家として自己の居住するための	以下、①～③のすべての要件を満たしている組合員	貸付申込日において有する財形貯蓄の残高の10倍に相当する額 または 4,000万円のいずれか低い額の範囲内で、次の区分に掲げる額。 ただし、54万円以上で1,000円の整数倍に相当する金額。		0.70% 利率は金融情勢の変動により変更されます 貸付利率は、貸付の日から5年を経過することに改定します。 その際に適用する利率は、改定日の属する月の2月前の初日における利率となります。	○元金均等返済 ○元金均等期末手当等併用返済 * 毎月の返済 1,000円単位 * 期末手当等の返済 貸付額の2分の1の範囲内 1,000円単位 ○臨時的返済 * 一部臨時返済不可 * 一括繰上返済可(※6)	○住宅の新築、新築住宅の購入 15年(180月) 20年(240月) 25年(360月) のいずれかの返済期間が設定できます。 ○既存住宅の購入、住宅改良、土地の購入または借入 15年(180月)のみ	○貸付時期 年6回(2月、4月、6月、8月、10月、12月) ○貸付財源には限度枠の設定がある為、希望額を借りられない場合があります。 ○貸付融資を完済するまで、物件の売却はできません。 ○借用証書に添付する印紙代は、組合員が全額負担することになります。 ○団体信用生命保険には加入できません。
	住宅の新築	床面積が70㎡ (共同住宅は50㎡) 以上280㎡以下	①「財形持家融資」のみの場合 5年後の退職手当推定額 + 200万円					
	新築住宅の購入	床面積が70㎡ (共同住宅は40㎡) 以上280㎡以下	②「住宅貸付」を現に受けている場合 またはこれから受けようとする場合 5年後の退職手当推定額 + 200万円					
	中古住宅	床面積が40㎡ 以上280㎡以下	③「特別住宅貸付」を現に受けている場合 またはこれから受けようとする場合 申込日に退職したとしたならば退職手当法の規程により受けるべきこととなる退職手当の額に相当する額					
	住宅の改良	改良後の床面積が40㎡以上となるもの	申込日における特別住宅貸付の残高または受けようとする特別住宅貸付金					
	B. 上記の住宅建設と住宅購入の場合において、併せて土地を購入または借入れも可	③申込日において、50万円以上の財形貯蓄の残高があること。						

- (※1) いずれの場合にも、貸付後6月以内に建物の建築等を行うことが確実であることが必要です。
 (※2) 「床面積」には、ベランダ等屋外部分は含みません。
 (※3) 「改良」とは、増築、改築、修繕等の工事をいいます。
 (※4) 土地の購入・借入の場合は、借入れ後1年以内に当該土地に住宅を建設しなければならず、土地のみの先行取得は、貸付の対象となりません。

- (※5) 当該期間の末日が2つ以上ある場合には、貸付を申し込む日(申込日)の直近とし、この場合次のいずれかの要件を満たすことが必要です。
 * いずれか一方が要件を満たしていること。
 * いずれも単独では要件を満たさないが、合算すれば満たしていること。
 (※6) 一括繰上返済を希望される場合の詳細は、ご自身の所属する所属所の共済担当者へお尋ねください。

財形持家融資事業における各種特例

種類	貸付資格	貸付利息
(子育て特例) (※1)	以下、①～④のすべての要件を満たしている組合員 ①継続して1年以上の期間財形貯蓄を行っていること ②①の要件を満たす払込期間の末日(※2)から2年以内に貸付の申込みを行うこと。 ③申込日において、50万円以上の財形貯蓄の残高があること。 ④平成14年4月2日以降出生した子等を扶養していること(※3～6)	0.50% 〔利息は金融情勢の変動により変更されます〕 〔貸付利息は、貸付の日から5年を経過することに改定します。その際に適用する利率は、改定日の属する月の2月前の初日における利率となります。〕
(子育て特例「フラット35」併用) (※1)	上記①～④のすべての要件を満たす組合員であり、組合員が令和2年4月1日以降に(※7～9)「フラット35」(子育て支援型)を利用していること。(フラット35子育て支援型利用対象証明書が用意できること)	0.45% 〔利息は金融情勢の変動により変更されます〕 〔貸付利息は、貸付の日から5年を経過することに改定します。その際に適用する利率は、改定日の属する月の2月前の初日における利率となります。〕
(罹災組合員向け「一般貸付」) (※1)	上記①～③すべての要件を満たす組合員であり、組合員が平成30年4月1日以降に発生した地震・豪雨等の自然災害により、居住していた住宅が滅失又は損傷等の被害を受けていること。(罹災証明書(災害による被害の程度を証明する書面)を用意できること) ※罹災日から2年以内の申込みに限る。	0.50% 〔利息は金融情勢の変動により変更されます〕 〔貸付利息は、貸付の日から5年を経過することに改定します。その際に適用する利率は、改定日の属する月の2月前の初日における利率となります。〕
(罹災組合員向け「特定貸付」) (※1)	上記①～③すべての要件を満たす組合員であり、組合員が平成30年4月1日以降に発生した、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)の規定による国が指定した災害により、居住していた住宅が滅失又は損傷等の被害を受けていること。(罹災証明書(災害による被害の程度を証明する書面)を用意できること) ※罹災日から5年以内の申込みに限る。	0.50% 〔利息は金融情勢の変動により変更されます〕 〔貸付利息は、貸付の日から10年を経過することに改定します。その際に適用する利率は、改定日の属する月の2月前の初日における利率となります。〕

- (※1) 「貸付対象」「貸付金の限度額」「返済方法」「貸付期間」「注意事項」については前頁と同じです。
- (※2) 当該期間の末日が2つ以上ある場合には、貸付を申し込む日(申込日)の直近とし、この場合次のいずれかの要件を満たすことが必要です。
※いずれか一方が要件を満たしていること。
※いずれも単独では要件を満たさないが、合算すれば満たしていること。
- (※3) 組合員の配偶者が加入する医療保険側で、被扶養者認定されている場合を含む。
- (※4) 「子等」とは、組合員の三親等内の親族(組合員の配偶者の三親等内の親族を含む)である、令和3年3月31日までに18歳に達する最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (※5) 組合員と内縁の関係にある者の子は、組合員本人の被扶養者となっている場合に限る。
- (※6) 夫婦ともに対象組合員である場合でそれぞれ借入申込みを行う場合については、その両方が子育て特例の対象となる。
- (※7) 住宅の耐久性等の「フラット35」の技術基準やその他融資基準を満たす必要がある。
- (※8) 住宅金融支援機構と協定を締結し、連携する地方公共団体に限られる。
- (※9) 対象となる子育て支援の要件は、各地方公共団体が地域の実情を踏まえ個別に定めているため、条件等の事業詳細は異なる。

貸付の申込方法

貸付を希望される方は、次の書類を所属所長に提出してください。

財形持家融資事業

		住宅(※1)			土 地		備 考
		新築	購入	改良	購入	借入	
申込み提出書類	申込書	○	○	○	○	○	
	財形貯蓄残高証明書(※2) および残高通知書(※3)	○	○	○	○	○	
	工事請負契約書	○		○			
	売買契約書		○		○	○	
	仕様書			○			
	建物の設計図	○	○	○			
	建築基準法による確認通知書	○					
	旧持主名義の登記簿謄本(原本)(※4)		○		○	○	
	土地の平面図および位置図				○	○	
	地主の土地使用承諾書、 または借地権設定契約書					○	
貸付決定後の提出書類	振込依頼書	○	○	○	○	○	
	借用証書	○	○	○	○	○	収入印紙貼付(※5)
取得後の提出書類	登記簿謄本(原本)	○	○	○	○		
	改良の事実を証する書類			○			
	借地権設定契約書(写)					○	

- (※1) 新築物件については、勤労者財産形成促進施行令第36条第3項の規定に適合する住宅であることを証明する書類を添付すること。
- (※2) 金融機関・生命保険会社等が発行する財形貯蓄(見込)残高計算依頼書に証明を受けたもの。
- (※3) 申込日直近の定期の残高通知書であること。
- (※4) 既存物件の購入や借入の場合に提出を要する。
- (※5) 購入する印紙の額は、印紙税法に基づく。
- (注意) 次の特例適用時は、通常の審査資料と併せ以下の書類が必要になります。
- 子育て特例「フラット35」(子育て支援型)併用
フラット35子育て支援型利用対象証明書
- 罹災組合員向け一般貸付「自然災害全般」、特定貸付「指定災害(激甚災害の指定等を受けた災害)」
罹災証明書(災害による被害の程度を証明する書面)
- (注意) 所属所(支部)長が必要と認めた上記以外の添付書類が必要となる場合があります。詳細については、ご自身の所属する所属所の共済担当者へお尋ねください。

債権の保全

貸付申込と同時に官公庁等共済組合住宅資金貸付保険(B方式)の適用を受けなければなりません。(強制加入)ただし、保険料は組合員の負担となります。(貸付時に一括徴収)



医療事業



直営診療部の運営

厚生労働省第二共済組合では、各所属所に診療部を設けて、組合員と被扶養者の外来診療を行っています。

組合員と被扶養者は、どの所属所の診療部でも利用することができます。

ただし、診療部では、他の法令並びに条例の適用による公費負担の対象となる診療は行いません。

診療部の自己負担額は、原則として翌月の給与から控除しますので、診療の都度、窓口での支払いはありません。

一般病院
診療報酬
1点→10円



直営診療部
診療報酬
1点→8円

例えば

2,000点の診療を受けた場合、

○自己負担 1,200円軽減

○共済負担 2,800円軽減

直営診療部を受診すれば、処方箋負担140円も支払う必要はありません。共済組合も支払基金への事務手数料負担約140円を削減できます。

● メリット

- ① 一般病院で受診するよりも自己負担が2割軽減されます。
- ② 共済組合が負担する医療費の支出を2割減らせます。医療費の支出が減少すれば短期掛金率の上昇を抑えられます。

次の頁は後発医薬品(ジェネリック医薬品)の案内です。みなさん、積極的にジェネリック医薬品の使用促進にご協力をお願いします。
(短期掛金率の上昇を抑えられます)

後発医薬品(ジェネリック医薬品) ってご存じですか?

後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、
先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、
先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ
医薬品のことです。



ポイント1

先発医薬品より安価で、
経済的です。

- 患者さんの自己負担の軽減、医療保険財政の改善につながります。

※価格は品目ごとに様々ですが、先発医薬品の半額以下の薬もあります。

ポイント2

効き目や安全性は、
先発医薬品と同等です。

- 国では、後発医薬品が先発医薬品と同レベルの品質・有効性・安全性を有するかどうかについて欧米と同様の基準で審査を行っています。

※薬の形、色や味は、先発医薬品と異なる場合があります。

ポイント3

欧米では、
幅広く使用されています。

- アメリカ、イギリス、ドイツなどでは、使用されている医療用医薬品の約半分以上が後発医薬品。
- 日本の後発医薬品のシェアは、2割に満たないのが現状です。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)を
希望される場合は医師・薬剤師に
ご相談ください。



厚生労働省

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について

平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に、本人または家族などのスイッチOTC医薬品（処方箋が必要な薬から、処方箋のいらぬ市販薬として買えるようになった薬）の購入費の合計額が年間12,000円を超えた場合、特例として医療費控除の対象となります（最大88,000円）。

控除の対象となるには、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診を受けていることが条件です。

なお、この特例の適用を受ける場合には、通常の医療費控除の適用を受けることはできません。

照会は、ご自身の所属する所属所の共済担当者へお問い合わせください。

厚生労働省第二共済組合本部・支部一覧表

名称	住所	電話番号
本部（厚生労働省医政局 医療経営支援課職員厚生室）	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号	(03)5253-1111
国立病院機構本部支部	〒152-8621 東京都目黒区東が丘2-5-21	(03)5712-5079
北海道東北グループ支部	〒983-0045 宮城県仙台市宮城野区宮城野2-8-8	(022)291-0414
関東信越グループ支部	〒152-0021 東京都目黒区東が丘2-5-23	(03)5712-3104
東海北陸グループ支部	〒460-0011 愛知県名古屋市中区三の丸4-1-1	(052)968-5173
近畿グループ支部	〒540-0006 大阪府大阪市中央区法門坂2-1-14	(06)4790-8388
中国四国グループ支部	〒739-0041 広島県東広島市西条町寺家513	(082)493-6675
九州グループ支部	〒810-0065 福岡県福岡市中央区地行浜1-8-1	(092)852-1728

令和2年4月発行

共済のしおり

発行／厚生労働省第二共済組合本部
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL 03-5253-1111